

令和 6 年度 政務活動費使用簿 (議員)

管理番号	3	
使途項目	研究研修費	
使途内容	【研修】地方創生に関する施策について（内閣府地方創生推進事務局） 中海・宍道湖 8 の字ルート整備推進会議秋季要望	
調査年月日 (購入年月日)	令和6年11月12日(火) ~ 令和6年11月14日(木)	
政務活動費 支出額及び充当額	【支出内訳】	支出額
	・旅費	76,470 円
	・土産代	2,496 円
	・	円
	・	円
	・	円
	・	円
	・	円
	・	円
	・	円
合計額	78,966 円	40,181 円
備考	11月12日の宿泊までを政務活動費で充当	

議員名 【 南波 巖 】

旅 費 計 算 書

議員名 南波 巖

用務先	東京都										
用務内容	【研修】地方創生に関する施策について(内閣府地方創生推進事務局) 中海・宍道湖8の字ルート整備推進会議秋季要望										
出張期間 (出発及び帰市)		令和6年11月12日(火) ~ 令和6年11月14日(木)							(2 泊 3 日)		
旅 費 請 求 明 細											
年月日	曜日	出発地	用務地	鉄道(航空・船・車)賃			日当・日額旅費		宿泊料・食卓料		旅行雑費
		到着地	宿泊地	路 程	運 賃 等	特別料金	日数	定 額	日数	定 額	
R6.11.12	火	松江市	東京都	km	航空機 24,835 鉄道 520 鉄道 150 鉄道 180		1	1,100	1	10,900	
R6.11.13	水	東京都 東京都	東京都 東京都				1	1,100	1	10,900	
R6.11.14	木	東京都 東京都 松江市	東京都 東京都	鉄道 180 鉄道 150 鉄道 520 航空機 24,835		1	1,100				
小 計					51,370	0	3	3,300	2	21,800	0
合 計		76,470 円									

備考 1. 特別料金は特急料金、急行料金、グリーン料金。
2. 用務は主たる用務を具体的に、又用務地は順路により、それぞれ記載する。
3. 変更は朱書すること。

備考

宿泊料は上限額(朝夕食なし10,300円＋食卓料2,200円のところ上限額とする)

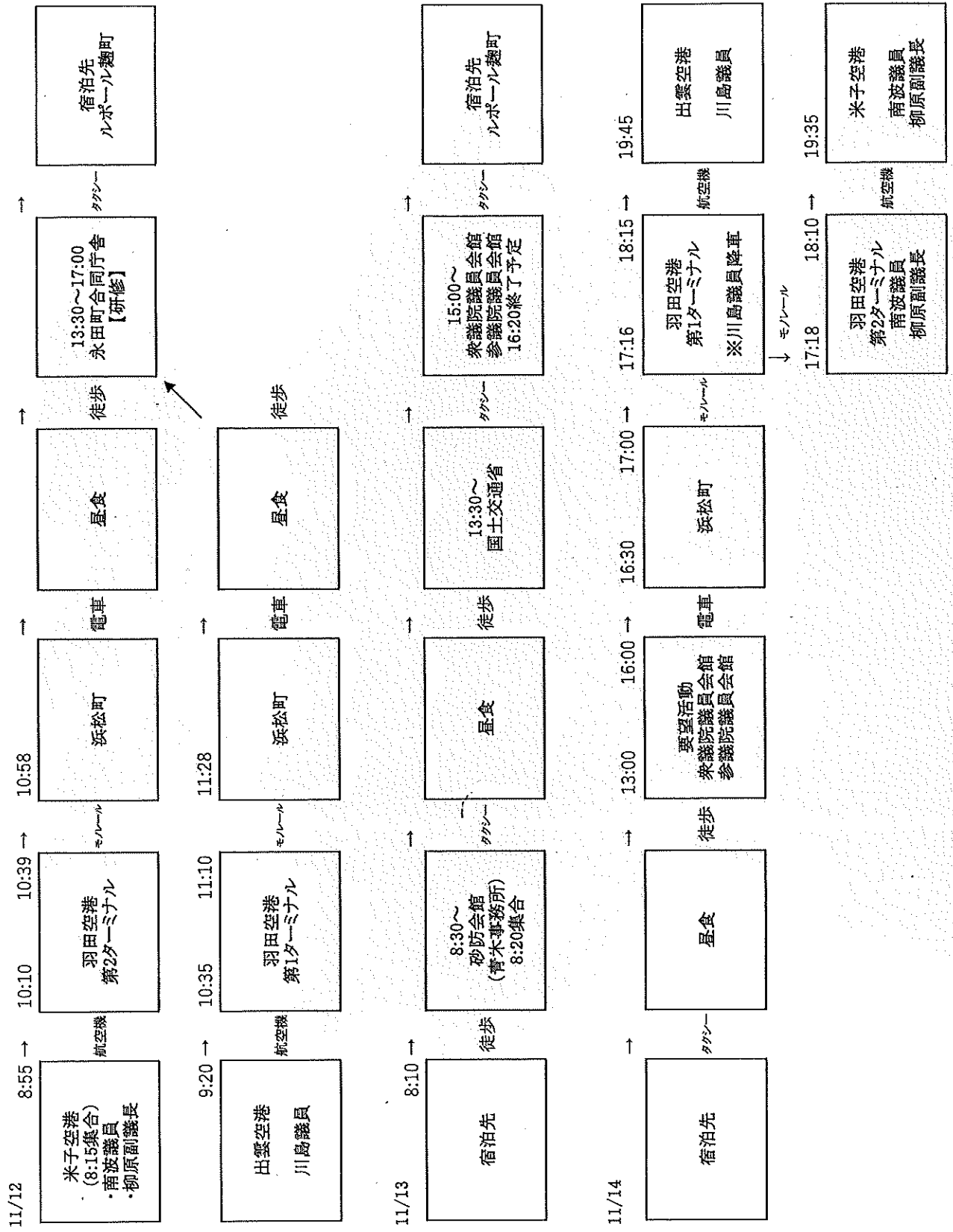
路程欄

別紙のとおり

11月12日 【研修】 地方創生に関する施策について（内閣府地方創生推進事務局）

11月13日 中海・宍道湖8の字ルート整備推進会議秋季要望

11月14日 中海・宍道湖8の字ルート整備推進会議秋季要望



領収書貼付用紙

使 途	研究研修費(地方創生に関する施策について 中海・実道湖子のリゾート整備推進会議秋季要望)
【貼付欄】 別紙のとおり	

(注意)

1. この用紙1枚につき、領収書1枚を貼ること。(ただしレシートを貼る場合は、本書の横にコピーも貼ること。)
2. 領収書サイズがこの用紙よりも大きい場合は、【貼付欄】に「別紙のとおり」と記入し、貼らずにそのまま添付してよい。

議員名

【 南波 巖 】

領 収 証

2024年10月23日

南波 巖

様

金額

¥ 50,770※

但し 2024/11/12-14 米子羽田往復航空券代金として (手数料 1100円込)

税率10%相当額: 4,615円
上記の金額正に領収いたしました。

Ref. No. 0000003075

御注意

- 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
- 社用印、担当者印なきものは無効とします。

観光庁長官登録旅行業 第597号
株式会社一畑トラベルサー
本社営業所
登録番号 T6280001000073
〒690-0852
島根県松江市千鳥町24
一畑松江しんじ湖温泉ビル

TEL:0852-26-8181

FAX:0852-26-5208

担当者印

eチケットお客様控
ELECTRONIC TICKET ITINERARY/RECEIPT

保安検査場は出発の20分前までにご通過ください
搭乗口へは出発の10分前までにお越しください

搭乗者名: ナンバ イワオ様
PASSENGER NAME

確認番号: 合計運賃額(税込): ¥49,670
CONFIRMATION NO. FARE (TAX INCL)

発行所: ホンシャエイギョウシヨ
PLACE OF ISSUE

都市/空港 CITY/AIRPORT	便名 FLIGHT NUMBER	搭乗日 DATE(MONTH/DAY)	時刻 TIME	予約番号 RESERVATION NO	座席 SEAT
[1] 出発 DEPARTURE 米子 YONAGO	ANA 384便	11月12日	出発 DEPARTURE 8:55発	240	19C 通路側
到着 ARRIVAL 東京/羽田 TOKYO/HANEDA	運賃種別 FARE BASIS R-S/バリュー-211		到着 ARRIVAL 10:10着	航空券番号 1010416736621014 TICKET NUMBER	備考 REMARKS
航空券有効期限 INVALID AFTER 2024年11月12日	予約がある場合は予約便に限り有効 Valid for reserved flight only.		運賃適用基準日 DATE OF APPLICABLE FARE 2024年10月23日		
[2] 出発 DEPARTURE 東京/羽田 TOKYO/HANEDA	ANA 387便	11月14日	出発 DEPARTURE 18:10発	310	28C 通路側
到着 ARRIVAL 米子 YONAGO	運賃種別 FARE BASIS R-S/バリュー-21D		到着 ARRIVAL 19:35着	航空券番号 1010416736621025 TICKET NUMBER	備考 REMARKS
航空券有効期限 INVALID AFTER 2024年11月14日	予約がある場合は予約便に限り有効 Valid for reserved flight only.		運賃適用基準日 DATE OF APPLICABLE FARE 2024年10月23日		

■ご案内

- 本書は、お客様が購入された航空券にかかわる重要な内容が記載されておりますので、内容を充分にご確認のうえ、大切に保管してください
- お客様との運送契約は、国内旅客運送約款に則ります(旅程により一部のお客様には国際運送約款が適用になります)。
- 本書に係るその他の取扱いについては、係員にお尋ねください。

■ANA便 ご搭乗手続きについて

- お客様ご自身で「オンラインチェックイン」にてご搭乗手続きをお済ませの上、搭乗券をご準備ください。オンラインチェックインは便出発の24時間前から、ANAアプリまたはANAウェブサイトにて操作可能です。搭乗日・便名・確認番号・搭乗者のお名前を入力、またはANAマイレージクラブ会員ログインの上、お手続きください。
- 事前に「ANAアプリ」に上記情報をご入力いただくと、より簡単にオンラインチェックインをご利用いただくことができます。
- 一部オンラインチェックインができないご予約につきましては、搭乗日当日カウンターでお手続きください。

■ANA便ご利用に関するお問い合わせ

ANA国内線予約・案内センター 0570-029-222(全国一律料金)
コミュニケーション対応時間 8:00~20:00

■注意事項

- 航空券は、券面の名義変更および第三者への譲渡はできません。また、ご申告のあったご搭乗予定の方以外のご搭乗は出来ません。
- 不正搭乗が発覚した場合、所定の違約金を申し受けるか、状況によっては法的手段を講じることも含め対処致します。
- ご利用になる便に適用される運賃額と、ご購入時の運賃額が異なる場合は、差額の調整が必要です。
- 航空券は、予約のある場合、当該便に限り有効です。予約のない場合、特定の運賃を適用し別段の定めがある場合を除き、発行日(購入日(※))およびその翌日から起算して1年間有効です。(※)ただし、コンビニなどでお支払いの場合、弊社が入金を確認した日
- 航空会社を変更される場合は、航空券を購入された航空会社で変更手続きを行ってください。

■払戻しについて

- お客様からのご申告に基づき、有効期間満了後30日以内に限り承ります。
- 払戻しの際は、ANAマイレージクラブカード、確認番号または購入時にご利用のクレジットカードが必要です。
- 払戻しの際に所定の手数料を申し受けます。
- 払戻しは発行所または当社事務所において承ります。ただし、旅行会社でクレジットカード等にてお支払いの場合は、発行所に限り承ります。

領 収 証

ホテル ルポール 麹町
地方職員共済組合 麹町会館

東京都千代田区平河町2丁目4番3号
〒102-0093 TEL.03(3265)5361
登録番号 T2700150001147

お名前
GuestName ナンバ イワオ 様

お部屋番号 ROOM No.	ご人数 PERSON	泊 数 NTS	到 着 日 ARRIVAL	出 発 日 DEPARTURE	発 行 日 ISSUED	No.
801	1	2	2024/11/12	2024/11/14	2024/11/14 11:04	627953-0-0

日 付 DATE	お部屋番号 ROOM No.	摘 要 EXPLANATION	単価 PRICE	数量 Q'TY	料 金 CHARGE	お支払 CREDIT
11/12	1020	室 料 (素泊り)	10,300	1	10,300	
11/13	801	室 料 (素泊り)	10,300	1	10,300	
		(10%合計 ¥20,600 内消費税 ¥1,872)				
					20,600	0
差引ご請求金額 BALANCE DUE					PD	20,600

ご 署 名
SIGNATURE
ご 請 求 先
COMPANY
ご請求先住所
ADDRESS

ご利用いただきましてありがとうございます。
またのご利用をお待ち申し上げます。
Thank you very much for your patronage.
May we have the pleasure of serving again.

印紙税法
第5条の規定
により収入
印紙貼用せず

南波 殿

領 収 証 様

2024年11月12日(火)

¥2,496-

上記正に領収しました(消費税等
但し 別紙明細のとおり)として
ANA FESTA株式会社
事業番号: T801040105-45-5835
発行元TEL: 0859-45-5835
※別添明細部分を切り取り、印刷面を内側に折って保管願います。
※財布等で保管戴く場合、印刷面を内側に折って保管願います。

¥184-を含みます)

0001-7309-7494

現計 ¥2,496
(消費税等 ¥184)

2024年11月12日(火) 8:08 No:0001

4973110168105
0301因幡の白うさぎ8個 軽 ¥1,296
4973110162585
0301テントウチカ トモチカ 軽 ¥1,200

小 計 ¥2,496
軽減税率対象額 8.00% ¥2,496
軽減税額 8.00% ¥184
合 計 ¥2,496
(内消費税等 ¥184)



A2024111200017492A

軽は軽減税率(8%)対象商品
事業者番号:T8010401075558

取引No7492 2点買

南波 殿

領 収 証 様

2024年11月12日(火)

¥2,496-

上記正に領収しました(消費税等
但し 別紙明細のとおり)として
ANA FESTA株式会社
事業番号: T801040105-45-5835
発行元TEL: 0859-45-5835
※別添明細部分を切り取り、印刷面を内側に折って保管願います。
※財布等で保管戴く場合、印刷面を内側に折って保管願います。

¥184-を含みます)

0001-7309-7494

現計 ¥2,496
(消費税等 ¥184)

2024年11月12日(火) 8:08 No:0001

4973110168105
0301因幡の白うさぎ8個 軽 ¥1,296
4973110162585
0301テントウチカ トモチカ 軽 ¥1,200

小 計 ¥2,496
軽減税率対象額 8.00% ¥2,496
軽減税額 8.00% ¥184
合 計 ¥2,496
(内消費税等 ¥184)



A2024111200017492A

軽は軽減税率(8%)対象商品
事業者番号:T8010401075558

取引No7492 2点買

研究研修、調査 報告書

議員名

南 波 巖

1. 期 間

令和 6 年 11 月 12 日 (火) ~ 令和 6 年 11 月 日 ()

2. 会 場 等

東京都千代田区 1-11-39 永田町合同庁舎

3. 調査項目等

地方創生10年の取組と今後の推進方向

4. 講師 (対応者)

内閣府地方創生推進事務局参事官 真田晃宏

5. 調査内容・所感等

1. 「地方創生10年の取組と今後の推進方向」の概要

ページ No. 2

2. 新しい地方経済・生活環境創生本部設立について
(新地方創生本部)

ページ No. 3 ~ No. 4

イロハニホフテ 1010
石は知代 2014年9月

「地方創生10年の取組と今後の推進方向」の概要

令和6年6月10日
内閣府地方創生推進事務局
内閣府地方創生推進事務局

前文

本年（2024年）は、地方創生の取組が本格的に始まってから10年の節目を迎える。
地域によっては人口増加等をしているところもあり、この中には地方創生の取組の成果と言えるものが一定数あると評価できる。
しかしながら、国全体で見ると人口減少や東京圏への一極集中などの大きな流れは変えるには至っておらず、地方が厳しい状況にあることを重く受け止める必要。人口減少や東京圏への過度な一極集中を是正するための対策は、我が国全体で戦略的に挑戦すべき課題であり、離島等における我が国領域等への影響という点に留意しながら「自然減・社会減」による人口減少等が大きな社会課題となっている諸外国の取組も踏まえることが有効。
地方創生に関する目標は、その達成状況等を踏まえ、目標年次などを変更しつつ、デジタルの活用も含めて施策の改善を図ってきたところであり、今後とも時宜を捉えた対応が求められる。
小規模な自治体をはじめ、国によるきめ細かな支援を行いつつ、国民との信頼と対話の中で、地方創生に関する国民的な議論を展開していくことにより、人口減少や東京圏への一極集中等に関する認識を国民の間で広く共有しつつ、一人ひとりの多様な幸せ（well-being）につながる施策を推進していくことが求められる。

地方創生10年の取組・成果

- 地方創生に関する地域の関係者の意識・行動の高まり
- 各自自治体による主体的な取組の推進（財政支援、人材支援、情報支援の活用）

残された課題、新たな課題と今後求められる取組方向

- (5) 地域における日常生活の持続可能性の低下などへの対応
→ デジタルの活用や官民連携による日常生活に必要なインフラサービス（交通支援、買物支援、オンライン診療等）の強化、デジタル行政改革での連携など
- (6) 都市部と地方との連携機会の拡大
→ 農山漁村等での体験活動、地方における定住人口や交流人口の増加に向けた取組の推進、デジタルも活用した関係人口の増加に向けた取組の推進など
- (7) 大規模災害被害からの創造的復興に向けた貢献
→ 能登半島の被災地におけるデジタルライフラインの整備など
- (8) 地方創生の取組に悩みを抱える自治体へのきめ細やかな支援
→ オンラインも活用した自治体への人材支援、小規模自治体など伴走支援を必要とする自治体に対し、地方支分部局を含め、関係府省庁が連携したサポートの推進など
- (9) 地方創生の取組を加速化・深化するデジタル活用の更なる拡大
→ 自治体のデジタル実装の質的向上、国と地方の実装の役割分担（作り込みから使いこなし）
デジタル実装の優良事例の掘り起こしとサービス/システムのカタログ化による発注コスト低減・横展開、環境や循環経済の効果可視化、障害者等に優しいユニバーサル支援など
- (10) 地域・社会課題の解決に向けた規制・制度・制度改革
→ 国家戦略特区の取組の推進と成果の全国展開、地理的に離れた自治体が連携して共通の課題に取り組む「連携”絆”特区」の推進など

最後に

- 人口減少に歯止めをかけ、東京圏への過度な一極集中を是正する目標の実現に向け、諸外国の取組も参考にしながら、我が国全体で戦略的に挑戦するとともに、人口減少下においても、希望を持って住み続けることができる持続可能な地域づくりを進めるため、従来の取組を超える新たな発想に基づき施策を検討・実行していくことで、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現する社会を目指すことが重要。
- 今後、自治体、有識者をはじめ、国民との信頼と対話の中で、地方創生の推進に関する国民的な議論を展開し、人口減少や東京圏への一極集中等に関する認識を国民の間で広く共有しつつ、施策の検証や優良事例の横展開などを推進することで、それぞれの自治体が主体的に行う地方創生の取組を強力に後押ししていく。

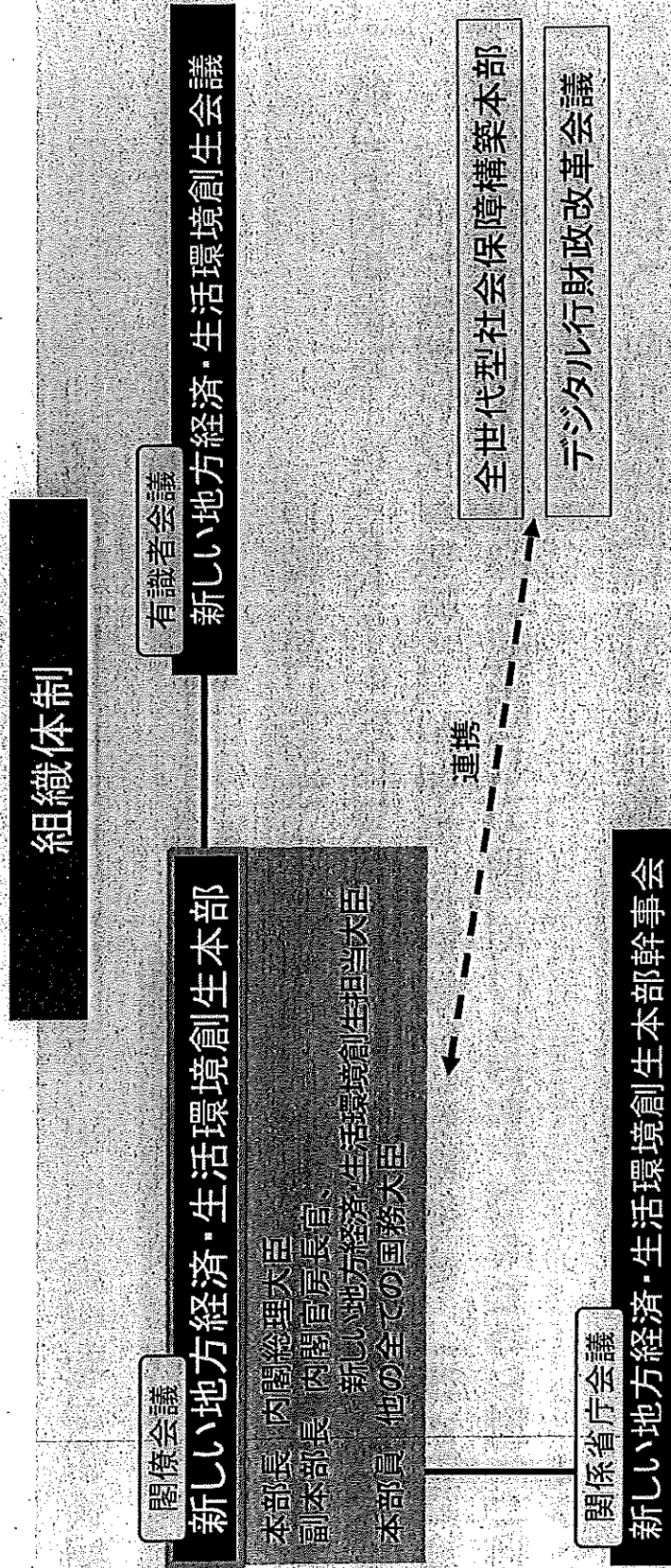
地方創生2.0の趣旨

- 都市も地方も、安心・安全で心豊かに暮らせる持続可能な地域経済社会を創るため、これまでの成果と反省を活かし、地方創生2.0として再起動させ、人口減少対策につなげる。
- 国は、国でなければできないこと、国として挑戦せねばならぬことに取り組む。省庁の縦割りを排し、各省連携して施策を「統合化」、「重点化」して推進する。
- 地方は、「産官学金労言」から成る地域のステークホルダーが知恵を出し合い、他の地域の好事例も学びつつ、自主的・主体的に取り組む。

「基本的な考え方」のポイント

- 「基本的な考え方」として、以下の5点を年末に向けて検討。
 - (1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
 - (2) 東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散
 - (3) 付加価値創出型の新しい地方経済の創生
 - (4) デジタル・新技術の徹底活用
 - (5) 「産官学金労言」のステークホルダーの連携など、国民的な機運の向上

- ・「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、内閣に、新しい地方経済・生活環境創生本部が設置された。
- ・まずは、今後10年間集中的に取り組む「基本構想」の策定に向けて議論を進める。



今後のスケジュール

11月8日 第1回新しい地方経済・生活環境創生本部

12月末「基本的な考え方」決定

3. 人口等動向と地方創生の取組

① 日本の人口の長期的推移

2008年をピークに今後100年間で約110年前
(大正時代前半)の水準に戻る

2008年 12.808万人

2050年 10.469万人 高齢化率 37.1%

2070年 8.700万人 " 38.7%

2120年 4.973万人 " 40.4%

② 生産年齢人口の推移予測

生産年齢人口は、この25年間で1,300万人減少。2040年
には約6200万人となり40年間で2400万人減少する
見込み。

2000年 8.622万人

2025年 7.310万人

2040年 6,200万人

(様式3-2)

③ 三大都市圏及び地方における人口動態 (転入超過数)の長期推移

・地方圏からの転出超過ピーク 1961年

・東京圏転入超過数の推移

1962年	387.874人	(高度成長期のピーク)
1976年	44.443人	(オイルショックのボトム)
1987年	163.644人	(バブル期のピーク)
1994年	△ 16.914人	(バブル崩壊後のボトム)
2007年	155.150人	(リーマンショック前のピーク)
2011年	62.809人	(東日本大震災)

④ 東京圏の転入超過数(2010年~2023年/年齢階級別)

・2023年の東京圏の転入超過数は11.5万人

・東京圏の転入超過数の大半を10代後半 - 20代の若者が占めており大学進学や就職が一つのきっかけになっているものと考えられる。

(様式3-2)

⑤ 人口移動の状況(東京圏・男女別)

- ・ 近年では、東京圏の転入者数・転出者数は男性が多く、転入超過数は女性のほうが多い。

⑥ 女性が地方から転出する理由

- ・ 地方から東京圏に移動する理由として、男女ともに「進学先・就職先があった」「選択肢が多かった」「娯楽・生活 인프라が充実している」など。

- ・ 女性の場合にはそれに加えて、集会におけるお茶の準備は女性が行うといったような性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を避け、多様な価値観を受け入れられる都市部を偏好していることが考えられる。

⑦ 地方からの女性の流出による影響

- ・ 若い女性が流出するににより、地方では性別による不均衡という構造的な問題も生じている。

- ・ 性別による人口の不均衡は、中長期的に地域の少子化・人口減少につながり、地域経済の存続を危ぶませる要因となっている。

⑧ 東京都の出生率について

- 東京都は年齢階級別出生率・合計特殊出生率ともにほぼ最下位。
- 東京に人口が集中することによって、国全体として出生数が減少し、人口減少が加速化する可能性もある。

母の年齢階級別出生率・合計特殊出生率の都道府県上・下5位（令和元年）

順位	年齢階級別出生率					合計特殊出生率	
	20～24歳		25～29歳		30～34歳		全国
	全国		全国		全国		
上位	1位	沖 縄	118.9	島 根	114.9	沖 縄	1.82
	2	宮 崎	113.2	宮 崎	112.5	東 京	1.73
	3	佐 賀	109.1	香 川	112.2	神 奈 川	1.68
	4	山 口	107.5	鹿 児 島	112.2	島 根	1.66
	5	熊 本	106.9	佐 賀	111.7	鳥 取	1.64
下 位	1位	東 京	48.2	東 京	85.7	秋 田	1.15
	2	神 奈 川	61.1	京 都	86.0	福 島	1.23
	3	京 都	64.0	神 奈 川	86.4	愛 媛	1.24
	4	奈 良	70.4	千 葉	88.8	岩 手	1.25
	5	埼 玉	70.6	埼 玉	89.1	北 海 道	1.27

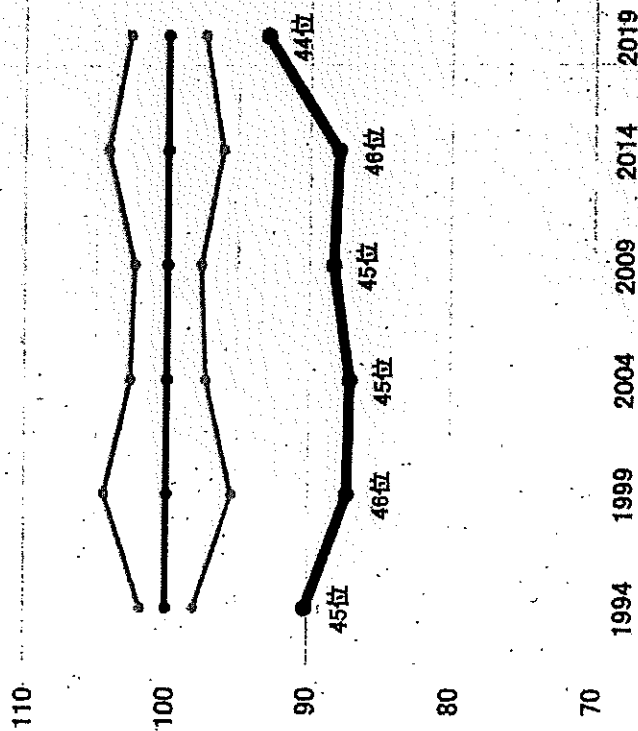
注：1) 数値の算出には、全国値は各歳別の女性の日本人口、都道府県値は5歳階級別の女性の日本人口を用いた。

2) 合計特殊出生率の全国値は母の年齢15～49歳の各歳における出生率の合計であり、都道府県値は年齢5歳階級における出生率の5倍の合計である。

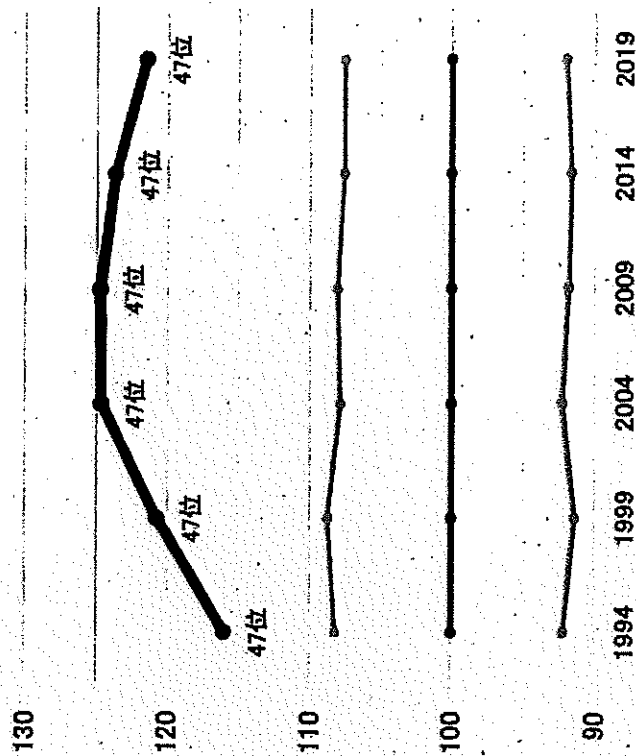
(参考) 地方における経済的豊かさの優位性

- 地域における経済的豊かさを、「可処分所得－基礎支出（食料費＋水道・光熱費＋家賃・地代＋持ち家の帰属家賃）」としてみると、東京都における経済的豊かさは、ほぼ最下位となっている。

「可処分所得－基礎支出」(全国平均値を100とした指数)



「基礎支出」(全国平均値を100とした指数)



(備考)3大都市圏とは、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、愛知県、三重県)、名古屋圏(岐阜県、愛知県、三重県)及び大阪圏(京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)を指し、地方圏とは、それ以外の道県を指す。

(出典)総務省「全国家計構造調査」(旧全国消費実態調査)(グラフ上の各年次)より国土政策局作成



地域によって異なる将来人口動向

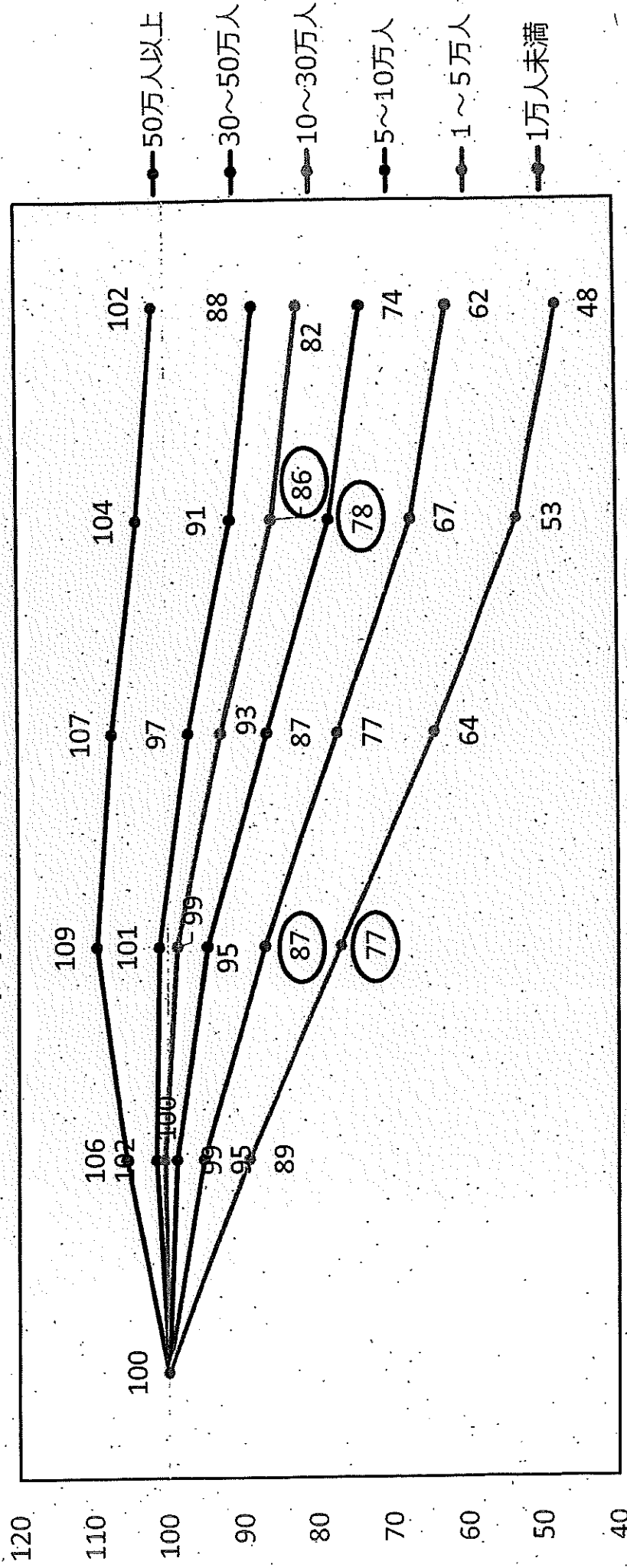


デジタル田舎都市国家構想
DIGITEN

- 2000年時点の市区町村人口規模別の将来人口推計をみると、人口規模の小さい自治体ほど人口減少が進む。
- 2000年から2020年にかけて5万人未満の自治体の人口が2割弱～3割弱減少したが、さらに2040年にかけては4割弱～5割弱まで減少が見込まれる。
- 中規模自治体においても、2000年から2040年にかけて5～10万人自治体でも3割弱、10～30万人自治体でも約15%減少し、人口減少リスクがより顕在化する。

対2000年人口の推移
(2000年時点の人口規模別)

(2000年=100)



2000年 2010年 2020年 2030年 2040年 2045年

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」、総務省「国勢調査」より国土政策局作成。

おちへの関心の高まり

次ページより

4. 地方への関心の高まり

① 地方移住への関心（東京圏在住者）

東京圏在住者のうち 地方移住への関心を持つ層は
全層層で増えている。特に20代ではその傾向が
より強く表われている。

② 地方移住への関心理由（東京圏在住で移住に関心あり人）

地方移住への関心理由は「人口密度が低く自然豊かな
環境の魅力を感じたため」が33.1%、
「テレワークにより地方でも同様に働けると感じたため」
が22.6%にのぼる。

③ 地域別のテレワーク実施率（就業者）

感染症の影響により、テレワークの実施率は上昇。

東京23区のテレワーク実施率は2023年3月時点で
51.6%と高い水準で推移し、全国に比べて
20ポイント程度高い。

(様式3-2)

- ④ 地方移住にあつた懸念
(東京在住者で地方移住に関心のある人)

・ 地方移住の懸念では、仕事や収入をあげる割合が最も高。

- ⑤ 首都圏の企業移入・移出動向

・ 2022/年に首都圏(東京・神奈川・千葉・埼玉)から本社を移転した企業は335社。逆に首都圏に本社を移転した企業は258社で2年連続の移出超過(77社)。

・ 首都圏から本社を移転した企業の移転先を見ると、これぞの大都市部に加え、地方へ移転する企業が見られる。

6 サテライトオフィス等の整備に取り組む地方公共団体数の推移

- 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」において、「企業版ふるさと納税やデジタル田園都市国家構想交付金等の活用を通じて、全国にサテライトオフィス等の整備を促し、2027年度末までに全国の地方公共団体1,200団体に~~おける設置~~を~~目指し~~、引き続き取り組む」としている。
- サテライトオフィス等による企業進出や移住等の推進に取り組んでいる地方公共団体の数は、令和4年8月時点では654団体であったが、**令和5年6月時点では93団体増加し、747団体に達している**

KPI
1,200団体

747団体

654団体

令和4年8月時点

※「令和4年度デジタル田園都市国家構想実現に向けた地域課題の解決・改善の取組等に関する調査」で、「サテライトオフィス等（の活用）による企業進出や移住等の推進に取り組んでいる」と回答した団体

令和5年6月時点

※「令和5年度デジタル田園都市国家構想実現に向けた地域課題の解決・改善の取組等に関する調査」で、「サテライトオフィス等（の活用）による企業進出や移住等の推進に取り組んでいる」と回答した団体

2027年度末目標
(令和9年度末)

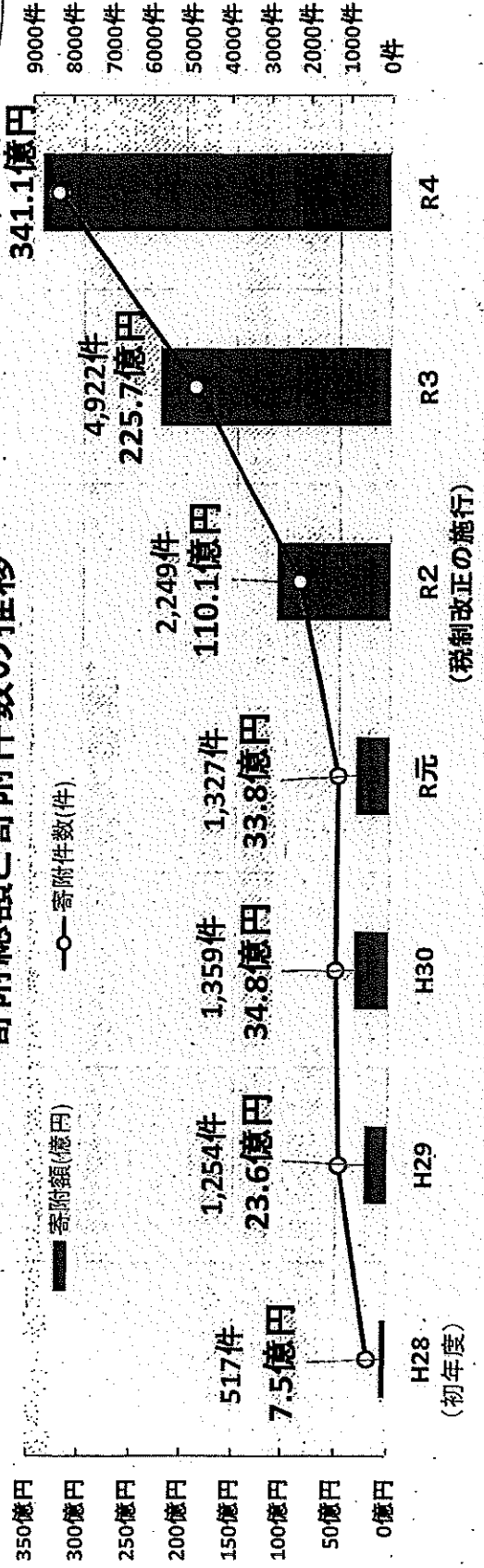
企業版ふるさと納税に係る令和4年度寄附実績について

- 令和4年度の寄附実績は、令和2年度税制改正による税額控除割合の引上げ等もあり、前年度に引き続き**金額・件数ともに大きく増加**（金額は前年比約1.5倍の341.1億円、件数は約1.7倍の8,390件）
- 一層の活用促進に向け、引き続き関係府省とも連携し、企業と地方公共団体とのマッチング会を開催するとともに、寄附の獲得に向けた**企業への訴求力・提案力の強化を図るための研修会等を実施**

区分	H28年度 (初年度)	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度 (税制改正の 施行)	R3年度	R4年度	合計
寄附額 (対前年度増加率)	7.5億円	23.6億円 (+215%)	34.8億円 (+48%)	33.8億円 (△3%)	110.1億円 (+226%)	225.7億円 (+105%)	341.1億円 (+51%)	776.5億円
寄附件数 (対前年度増加率)	517件	1,254件 (+143%)	1,359件 (+8%)	1,327件 (△2%)	2,249件 (+69%)	4,922件 (+119%)	8,390件 (+70%)	20,018件

※寄附額については、端数処理しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。

寄附総額と寄附件数の推移



5 デジタル田園都市国家構想と国土政策の変遷

「田園都市」という概念の誕生

- ・ 18世紀以降、産業革命が進む国々では、急速な工業化に伴い、都市部において環境汚染や人口密集、それに伴う家賃の高騰などの様々な社会課題が生じていた。
- ・ これに対応すべく、イギリスのエベネザー・ハワードは、1898年に、都市の経済・社会的利点と農村の自然・生活環境を融合した第3の都市形態として「田園都市」という概念を提唱した。この後、この田園都市という概念は、世界各地の都市計画などに影響を与えることとなった。

日本への導入

- ・ 我が国においては、1907年に「田園都市」という書籍により紹介されて以降、近代的な都市化の過程で広く知られるようになり、1918年に渋沢栄一らにより設立された田園都市株式会社が洗足田園都市や多摩川台（のちの田園調布）を開発するなど、都市郊外における住宅地開発に取り入れられた。
- ・ 戦後には、五島慶太らが主導した多摩田園都市の開発や田園都市線の開業にもつながった。

大平政権下での「田園都市国家構想」の提唱（次頁参照）

- ・ 1970年代後半、大平正芳政権は、この田園都市の概念を、21世紀へ向けての国づくりの考え方に援用し、梅棹忠夫を議長とする研究グループを立ち上げ、同研究グループは、「都市に田園のゆとりを、田園に都市の活力をもたらし、両者の活発で安定した交流を促す」田園都市国家構想として取りまとめた。
- ・ 田園都市国家構想は、明治以来の過度集中を是正し、バランスの取れた「多極分散型」システムへの移行を目指すもの。

田園都市国家構想の実現に向けて

- ・ この基本的な思想は、デジタルの力を活用し、地方の社会課題解決・魅力向上を図ることで、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す、現在の「デジタル田園都市国家構想」とも共通するところがある。

大平政権下での「田園都市国家構想」の概要

田園都市国家の理念

- ・都市に田園のゆとりを、田園に都市の活力をもたらし、両者の活発で安定した交流を促し、地域社会と世界を結ぶ、自由で、平和な、開かれた社会を目指す。
- ・国家システムの方向性として、明治以来の過度集中を是正し、バランスのとれた「分散＝集中型システム」、「多極分散型」システムへの移行を目指す（「地方の時代」の到来）。

田園都市国家の構造

- ① 東京をはじめとする大阪、名古屋などの「大都市圏」、人口100万人程度の都市が複数の広域地方圏に跨る「ブロック中核都市」、
- ② これらを地域的・機能的に取り巻いて豊かに発展する人口30～50万人の「広域中核都市」、
- ③ 充実した都市機能を持つ人口10～30万人「地域中核都市」を中心に、自然との調和の中に美しい都市的生活環境が整備された地方中小都市及び農山漁村が有機的に一体となり、多極重層型ネットワークにより、活力ある田園都市圏を形成。

田園都市国家構想に基づき検討されていた取組

【地域における文化活動の展開】

文化活動圏の形成、図書館・博物館、美術館、劇場、音楽堂、公民館、各種スポーツ施設の建設等のハードウェアの提供、文化活動に携わる人材の養成と適切な配置の実施、各種情報のネットワーク体制整備等のソフトウェアの充実

【人間と自然の調和を目指す国づくり】

田園都市林の建設や自然との触れ合い増進のためのグリーン・スポーツ施設、自然歩道、森林公園等の整備

【多様な地域産業の新展開】

新たな地域経済の7つの視点 ①就業機会の創出、②個性ある地域づくり、③文化・社会面の重視、④自然環境との調和、⑤自主性・多様性の尊重、⑥民間の活力ある展開、⑦中央・地方政府の補完）の下での多彩な地域産業の展開

【人間関係の潤いある社会づくり】

人間と地域社会とのかかわりの促進、人間中心のまちづくりの推進

【世界に開かれた田園都市国家】

日本文化の積極的紹介、地域国際交流の促進、国づくりの国際交流などの推進

【田園都市国家のための行財政改革】

各省庁の縦割り行政の打破、肥大化した行財政の根本的な見直し（行政事務や補助金などの思い切った整理・再編など）、幅広い人材の活用



デジタル田園都市国家構想

DIGIDEN

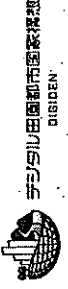
●「デジタル田園都市国家構想」ロゴマーク

半球（下半分）は、海と大地を表し、
網掛けはデジタルのネットワークをイメージ。

その上に都市のビル群、豊かな自然を表す山、川を配置し、
都市も地方も共存していることで、

「全国どこでも誰もが便利が快適に暮らせる社会」を表現した。

デジタル田園都市国家構想の実現に向けた新たな主要KPI



2030年度までに全ての地方公共団体がデジタル実装に取り組むことを見据え、
デジタル実装に取り組む地方公共団体を、2024年度までに1,000団体、2027年度までに1,500団体とする。

地方のデジタル実装に向けたKPI

デジタルの力を活用して地方の社会課題解決に向けた取組を
加速化・深化するため、以下のKPIを位置付け。

- サテライトオフィス等を設置した地方公共団体
：1,000団体（2024年度まで）、1,200団体（2027年度まで）
- 企業版ふるさと納税を活用したところのある地方公共団体
：1,500団体（2027年度まで）
- デジタル技術も活用し相談援助等を行うこども家庭センター
設置市区町村：全国展開（1,741市区町村）を目指す
- 1人1台端末を授業でほぼ毎日活用している学校の割合
：100%（小学校18,805校、中学校9,437校）（2025年度）
- 新たなモビリティサービスに係る取組が行われている地方公共
団体：700団体（2025年まで）
- 物流業務の自動化・機械化やデジタル化により、物流DXを実現し
ている物流事業者の割合：70%（約3万5千事業者）（2025年度）
- 3D都市モデルの整備都市：500都市（2027年度まで）等

地方のデジタル実装を加速

デジタル実装の基礎条件整備に関するKPI

デジタル実装の前提となる取組を国が強力に推進するため、以下の
KPIを位置付け。

- 光ファイバの世帯カバー率：99.9%（2027年度）
- 5Gの人口カバー率：95%（2023年度）、
97%（2025年度）、99%（2030年度）
- 地方データセンター拠点の整備：十数か所（5年程度）
- 日本周回の海底ケーブル（デジタル田園都市スーパーハイウェイ）
の整備：完成（2025年度）
- デジタル推進人材の育成：230万人（2022～2026年度累計）
- デジタル推進委員の取組：現在2万人強→5万人（2027年度まで）
等

地域ビジョンの実現に向けたKPI

地域ビジョンの実現に向け、以下のKPIを位置付け、全都道府県でデジタル実装の姿が実感できるよう、全国津々浦々で地域ビジョンのモデルを
実現するため、政府一丸となって後押し。

- スマートシティの選定数：100地域（2025年まで）
- 「デジ活」中山間地域の登録数：150地域（2027年度まで）
- 脱炭素先行地域の選定及び実現：2025年度までに少なくとも100か所選定し、2030年度までに実現
- 地域限定型の無人自動運転移動サービスの実現：50か所程度（2025年度目途）、100か所以上（2027年度まで）等

国土計画の変遷

	全国総合開発計画 (一全総)	新全国総合開発計画 (新全総)	第三次全国総合開発計画 (三全総)	第四次全国総合開発計画 (四全総)	21世紀の国土の グランドデザイン	国土形成計画 (全国計画)	第二次 国土形成計画 (全国計画)	第三次 国土形成計画 (全国計画)
根拠法			国土総合開発法			国土形成計画法	国土形成計画法	
内閣	池田勇人(2次)	佐藤榮作(2次)	福田赳夫	中曽根康弘(3次)	橋本龍太郎(2次)	福田赳夫	安倍晋三(3次)	岸田文雄(2次)
閣議 決定	昭和37年10月5日 (1962年)	昭和44年5月30日 (1969年)	昭和52年11月4日 (1977年)	昭和62年6月30日 (1987年)	平成10年3月31日 (1998年)	平成20年7月4日 (2008年)	平成27年8月14日 (2015年)	令和5年7月28日 (2023年)
目標 年次	昭和45年	昭和60年	(概ね10年間)	概ね平成12年 (2000年)	平成22年から27年 (2010-2015年)	(概ね10年間)	(概ね10年間)	(概ね10年間)
背景	1 高度成長経済への移行 2 過大都市問題、所得格差の拡大 3 所得倍増計画(太平洋ベルト地帯構想)	1 高度成長経済 2 人口・産業の大都市集中 3 情報化、国際化、技術革新の進展	1 安定成長経済 2 人口・産業の地方分散の兆し 3 国土資源、エネルギー等の有限性の顕在化	1 人口、諸機能の東京一極集中 2 産業構造の急速な変化等により、地方圏での雇用問題の深刻化 3 本格的国際化の進展	1 地球時代(地球環境問題、大競争、アジア諸国との交流) 2 人口減少・高齢化時代 3 高度情報化時代	1 経済社会情勢の大転換(人口減少・高齢化、グローバル化、情報通信技術の発達) 2 国民の価値観の変化・多様化 3 国土をめぐる状況(一極一軸型国土構造等)	1 国土を取り巻く時代の潮流と課題(急激な人口減少・少子化、異次元の高齢化、巨大災害切迫、インフラの老朽化等) 2 国民の価値観の変化(ライフスタイルの多様化、安全・安心に対する国民意識の高まり) 3 国土空間の変化(低・未利用地、空き家の増加等)	「時代の重大な岐路に立つ国土」 1 地域の持続性、安全・安心を脅かすリスクの高まり(未曾有の人口減少、少子高齢化、巨大災害リスク、気候危機) 2 コロナ禍を経た暮らし方・働き方の変化(新たな地方・田舎回帰の動き) 3 激動する世界の中での日本の立ち位置の変化
基本 目標	地域間の 均衡ある発展	豊かな環境の 創造	人間居住の 総合的環境の 整備	多極分散型国土 の構築	多軸型国土構造 形成の基礎づくり	多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築/美しく暮らすやすい国土の形成	対流促進型国土の 形成	新時代に 地域力をつなぐ国土 ～列島を支える新たな 地域マネジメントの構築～
開発 方式 等	拠点開発方式 目標達成のため工業分散を図ることが必要であり、東京等の既成大集積と関連させつつ開発拠点を配置し、交通通信施設によりこれを有機的に連絡させ相互に影響させると同時に、周辺地域の特性を生かしながら連綿反応的に開発をすすめる、地域間の均衡ある発展を実現する。	大規模開発 プロジェクト構想 新幹線、高速道路等のネットワークを整備し、大規模プロジェクトを推進することにより、国土利用の偏在を是正し、過密過疎、地域格差を解消する。	定住構想 大都市への人口と産業の集中を抑制する一方、地方を振興し、過密過疎問題に対処しながら、全国土の利用の均衡を図りつつ人間居住の総合的環境の形成を図る。 田園都市国家構想 (昭和54年(1979年)) (大平正芳内閣) 定住構想について、都市と農村の新たな共存と調和、相互依存の姿に連 化させるもの	交流ネットワーク 構想 多極分散型国土を構築するため、①地域の特性を生かしつつ、創発と工夫により地域整備を推進、②基幹的交通、情報・通信体系の整備を国自らが担う、③多様な交流の機会を国、地方、民間団体との連携により形成。	参加と連携 ～多様な主体の参加と 地域連携による国土づくり～ (4つの戦略) 1 多自然居住地域(小都市、農山村、中山間地域等)の創造 2 大都市のリノベーション(大都市空間の修復、更新、有効活用) 3 地域連携軸(軸状に連なる地域連携のましまりの展開) 4 広域国際交流圏(世界的な交流機能を有する圏域の設定)	(5つの戦略的目標) 1 東アジアとの交流・連携 2 持続可能な地域の形成 3 災害に強いしなやかな国土の形成 4 美しい国土の管理と継承 5 「新たな公」を基軸とする地域づくり	重層的かつ強靱な 「コンバクト・ ネットワーク」	シームレスな 拠点連綿型国土 (国土の刷新に向けた重点 テーマ) 1 デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成 2 持続可能な産業への構造転換 3 グリーン国土の創造 4 人口減少下の国土利用・管理 5 国土基盤の高質化 6 地域を支える人材の確保・育成

新時代に地域力をつなぐ国土 ～列島を支える新たな地域マネジメントの構築～

地方の危
機状況

- ✓ 危機・難局に直面する地方を重視し、新たな時代へと刷新
- ✓ 各地域の地域力を結集し、国土全体でつなぎ合わせ、未来へとつなげる

地域力

地域課題を
克服する
守りの力

X

地域の魅力を高め
人々を惹きつける
攻めの力

地域の総合力・底力を最大限に発揮

地域を担う人材の主体的・内発的な地域づくり

地域に対する誇りと愛着を原動力とした、
地域に暮らし、関わる、住民等の多様な主体の参加と連携

有形・無形の地域資源を総動員



地域マネジメントのパラダイムシフト

《新たな発想からの地域マネジメントの構築》

- 「共」の視点からの主体・事業・地域間の連携
- デジタルの徹底活用

縦割り分野
ごとの地方
公共団体で
の対応だけ
では限界

- ◆ 地方に活力を取り戻し、安全・安心で、個性豊かな地域を全国に広げる
- ◆ 未来を担う若者世代を含め、人々を惹きつける地域の魅力を高め、
地方への人の流れを創出・拡大

国土全体にわたる各地方の地域力の結集なくして、日本の未来はない

国土全体にわたる人口や諸機能の配置のあり方等に関する
国土構造の基本構想

シームレスな拠点連結型国土

- 国土全体にわたって、広域レベルでは人口や諸機能を分散
- 広域レベルからコミュニティレベルまで、重層的な生活・経済圏域の形成
- 各階層の圏域において、可能な限り諸機能を多様な地域の拠点に集約し、水平的・垂直的・多面的なネットワーク化
- デジタルとリアル融合により、時間や場所の制約を克服し、行政界を越えて、暮らしや経済の実態に即し、サービスや活動が継ぎ目なく展開

東京一極集中の正
地方と東京の
win-winの関係
構築

国土の
多様性
(ダイバーシティ)
包摂性
(インクルージョン)
持続性
(サステナビリティ)
強靱性
(レジリエンス)
の向上

人と人、人と地域、地域と地域が、質の高い交通やデジタルのネットワークでシームレスにつながり合う国土構造の構築

⇒ 「コンパクト+ネットワーク」をさらに深化・発展

6. デジタル構想／地方創生の深化のための諸施策

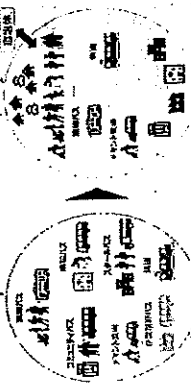
- ▲ 交付金の拡充
- ▲ 地方拠点強化税制の拡充
- ▲ 地域再生法改正案
- ▲ 都市再生の地方への展開
- ▲ 国家戦略特区の新たな展開

「地域生活圏」の形成で変わる地域の姿(イメージ)

地域をつなぐ持続的な
モビリティ社会の実現

地域公共交通のリ・デザイン

交通手段が近接 ネットワークの統合 エリア一括運営移行



交通DX・GXや、地域の関係者との共創を通じ、地域公共交通ネットワークの利便性・持続可能性・生産性を向上
⇒地域公共交通特定事業実施計画の認定:2027年度までに300件

自動運転

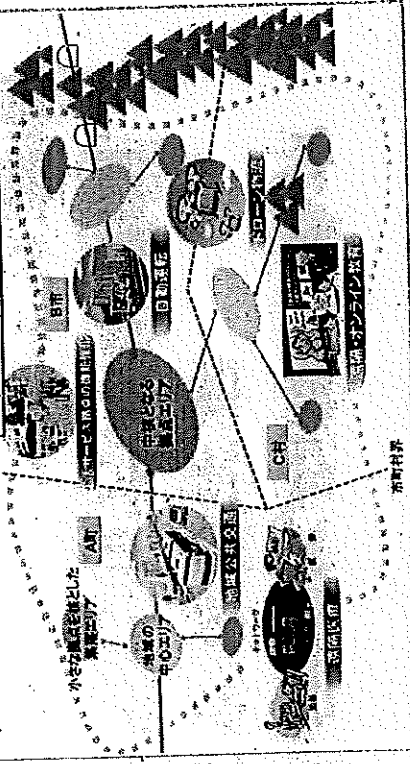


地域限定型の自動運転移動サービスの実現

⇒50か所程度(2025年度用途)、100か所以上(2027年度まで)

※デジタル活用では解決できない地域課題に対しても、地方創生の一層の取組強化を図る。

※エリアは、地域の文化的・自然的特性を活かしつつ、生活・経済の実態に即して地域が主体的にデザイン(一つの目安として生活圏人口10万人程度以上)。



デジタル・ガバメントの推進

- ◆ 基幹業務等のシステムの統一・標準化、行政手続のオンライン化、マイナンバーカードの普及・利用促進等
- ◆ 「書かないワンストップ窓口」の横展開

デジタル基盤の整備・活用

- ◆ 5G、光ファイバ等のデジタルインフラ、データ連携基盤
- ◆ 自動運転・ドローン物流等の実装を支えるデジタルライブライン(センサー、乗換え・積替え拠点等)

遠隔医療



住民に身近な場所を活用した遠隔医療

⇒国の補助事業により遠隔医療を実施する医療機関:235件(2023～2027年度累計)

- 新たな発想からの地域マネジメント
- 「共」の視点からの主体・事業・地域間の連携(官民パートナーシップによる地域経営)
- デジタルの徹底活用による地域空間の質的向上

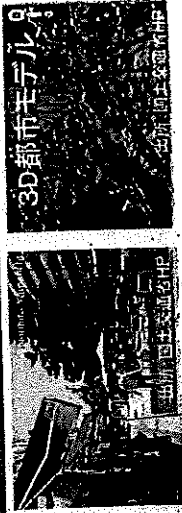
まちでも中山間地域でもデジタル活用で安心・便利な暮らし

「デジ活」中山間地域



スマート農業、ドローン物流等を組み合わせたプロジェクトを実現
⇒2027年度までに全国150か所以上

多世代交流まちづくり



こどもまんなかまちづくり、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり、建築・都市のDX

⇒2027年度までに3D都市モデルの整備都市500都市

転職なき移住・二地域居住等



テレワークの普及等による地方への人の流れの創出・拡大、空き家等の活用促進

地域を支える人材の確保・育成

包摂社会、こども・子育て支援、女性活躍、関係人口の拡大・深化

「地方の豊かさ」と「都市の利便性」の融合 → 全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会

- デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、「デジタル田園都市国家構想交付金」により、各地方公共団体の意欲的な取組を支援。

（注）2000億円（5000億円）

デジタル田園都市国家構想交付金 R6要求：1,200億円、R5補正（案）：735億円

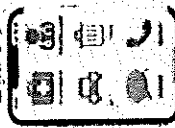
デジタル実装タイプ

- デジタル技術を活用し、地方の活性化や行政・公的サービスの高度化・効率化を推進するため、デジタル実装に必要な経費などを支援。

おかない窓口



地域アグリ



遠隔医療



地方創生推進タイプ

- 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。
 - ・ 地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援（最長5年間）
 - ・ 東京圏からのOIJターンの促進及び地方の担い手不足対策
 - ・ 省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・汚水処理施設・港）の一体的な整備

地方創生拠点整備タイプ

- 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

道の駅に隣接した観光拠点



子育て支援施設



スタートアップ支援拠点



地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ（仮称）

- 産業構造転換の加速化に資する半導体等の大規模な生産拠点整備について、関連インフラの整備への機動的かつ追加的な支援を創設。

大規模生産拠点
整備プロジェクト

選定

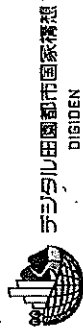
プロジェクト
選定会議

港）の一体的な整備

港）の一体的な整備

港）の一体的な整備

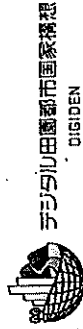
デジタル実装タイプ1/2/3等：制度概要



目的	デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援し、「デジタル田園都市国家構想」を推進するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を交付金により支援		
概要	デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、以下の事業の立ち上げに必要な経費を単年度に限り支援 【TYPE1】他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して迅速に横展開する取組 【TYPE2】オープンなデータ連携基盤を活用し、複数のサービス実装を伴う、モデルケースとなり得る取組 【TYPE3】（TYPE2の要件を満たす）デジタル社会変革による地域の暮らしの維持につながり、かつ総合評価が優れている取組 【TYPES】「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある地方自治体の先行モデル的な取組		
共通要件	① デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む ② コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制を確立		
詳細	デジタル行財政改革 先行挑戦型 【TYPE S】 デジタル社会変革型 【TYPE3】 データ連携基盤活用型 【TYPE2】 優良モデル導入支援型 【TYPE1】	New! 「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある先行モデル的な取組 New! AIを高度活用した準公共サービスの創出 データ連携基盤を活用した、複数のサービスの実装を伴う取組 優良モデル・サービスを活用した実装の取組	事業費：5億円 補助率：3/4 + 伴走型支援 国費：4億円 補助率：2/3 国費：2億円 補助率：1/2 国費：1億円 補助率：1/2 ＜対象事業（一例）＞ 【TYPE2/3】 複数分野データ連携の促進による 共助型スマートシティ（金澤若松市） 【TYPE1】 雪かきロボット 地域アプリ 遠隔医療

（注）上記のほか、計画策定支援事業において、デジタル実装に取り組もうとする地域の計画づくりを支援し、地方創生ネットワーク型において、サテライトオフィスの整備・利用促進等を支援。

デジタル実装タイプ 地方創生テレワーク型：制度概要



「転職なき移住」を実現し、地方への新たなひとの流れを創出するため、サテライトオフィスの整備・利用促進等に取り組み、地方公共団体を支援します

施設整備・利用促進事業

① 自治体運営施設を整備 ② 民間運営施設整備を支援

施設を開設して、地域に企業を呼び込みたい



①⇔②組合わせ可
(最大3施設)

働く環境の整備

施設の利活用促進



OR
①・②
または③

施設の利活用促進



視察・お試し
ツアー、ビジネスマ
チング、Web 広
報 等

施設整備・運営 事業費 最大9,000万円/施設
利活用促進 事業費 最大1,200万円/団体

③ 既存施設の拡充・利用促進
既存施設の拡充・利用促進で
地域に企業を呼び込みたい

補助率 2/3 (高水準タイプ)
補助率 1/2 (標準タイプ)

事業費 最大1,200万円/団体

+

④ 企業の進出支援

施設の利用企業を支援して地域への企業進出を促進



進出企
業
支援



進出支援金
最大100万円/社

+

進出支援事業

①②③とセット申請

補助率 2/3
補助率 1/2

④ 単独での
申請

補助率
一律 1/2

+

進出企業定着・地域活性化支援事業

⑤ 進出企業定着・地域活性化の支援

本交付金を活用した施設や自治体独自の取組により整備された施設の
進出企業と地元企業等との連携事業を支援

地元企業・団体



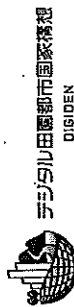
進出企業

事業費 最大3,000万円/事業

補助率一律 1/2

地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプの概要

ソフト（たき）
ハード（たき）



地方創生推進タイプ

観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。

● 制度概要

事業類型

先駆型

先駆性の高い
最長5年間の事業

横展開型

先駆的・優良事例の横展開
を図る最長3年間の事業

【補正分】

万博の開催を契機として
実施する地方創生に資する事業

Society5.0型

地方創生の観点から取組む、未
来社会を活用した新たな社会シ
ステムの全国的な展開を図る
最長5年間の事業

対象

国費：都道府県3.0億円
中核中核：2.5億円
市区町村：2.0億円
補助率：1/2

国費：都道府県1.0億円
中核中核：0.85億円
市区町村：0.7億円
補助率：1/2

国費：1.0億円
（申請主体は都道府県に限る）
補助率：1/2

国費：3.0億円
補助率：1/2

● 制度概要

事業類型

当初予算分

原則3年間の事業

補正予算分

単年度の事業

上限額 補助率

国費：
都道府県15億円
中核中核都市10億円
市区町村5億円
補助率：1/2

国費：
都道府県15億円
中核中核都市10億円
市区町村5億円
補助率：1/2

地方創生拠点整備タイプ

観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

民間事業者の施設整備に対する間接補助金（R4補正から導入）

民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、国が当該補助経費の1/2※を交付することを可能とする。

- 民間事業者
- 地方公共団体
- 国

施設等整備費用
全部又は一部を補助
1/2を補助

※国負担は事業費の1/3（かつ地方公共団体負担額の範囲内）を上限

市町村が、UIJターンによる①地方への就業者や、②テレワークによる転職なき移住者等に対し、移住支援金（最大100万円）を支給する場合、当該経費の1/2を支援。【地方創生移住支援事業】

省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・汚水処理施設・港）の一体的な整備を支援。

地方公共団体による高等教育費の負担軽減に向けた支援の拡充

- 若者の地方移住に対する支援を強化するため、地方創生移住支援事業を拡充し、地方公共団体による高等教育費の負担軽減に向けた支援を促しつつ、大学卒業後に地方に移住する学生への支援を強化する。

地方創生移住支援事業の拡充（デジタル田園都市国家構想交付金の内数） R5.10活用団体数：1,303市町村／1,569市町村

➤ 地方創生の観点から、東京都内に本部を置く大学の学生が、卒業時に地方へUターンすることを促進するため、

- ① 地方の企業において実施される就職活動に参加するための交通費への支援【R6拡充】
 - ② 上記の交通費支援を受けた学生が、実際に地方に移住する際にかかる移転費への支援【R7拡充予定】
- を可能とすることにより、在学中の経済的負担を軽減する。

地方創生移住支援事業 ※注1



対象者

本部が都内にある大学の東京圏（条件不利地域を除く）のキャンパスへ原則として4年以上在学する卒業年度の学部生（申請時）であって、要件を満たす地域に移住・就職する者。

補助内容

就職活動に関する規定※注2に沿った活動（6月1日以降の選考面接）に要した交通費の1/2。

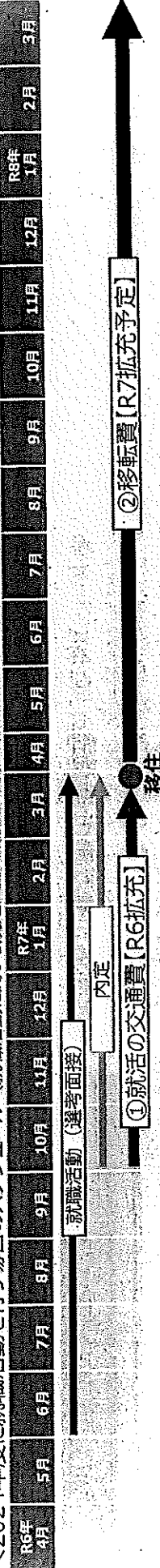
主な要件

移住先の自治体が地方公共団体による「奨学金返還支援」（下記参照）を実施していること。

（注1）東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都）は 条件不利地域を除き本事業の対象外

（注2）「2024年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」（令和4年11月30日）参照

<2024年度に就職活動を行う場合のスケジュール（就職活動に関する規定に基づくイメージ）>



（参考）地方公共団体による「奨学金返還支援」の取組の推進（特別交付税措置） R4.6実施団体数：36都府県615市区町村

➤ 地方公共団体による奨学金返還支援の取組の更なる拡大を促し、高等教育費の負担を軽減する。

学生時代

- 日本学生支援機構や地方公共団体等から奨学金を借入れ



地方公共団体が、域内の企業へ就職する場合などに、当該者の奨学金返還を支援
※地方公共団体が貸与する奨学金であれば減免



地域産業構造転換インフラ整備推進交付金

新しい資本主義に基づく産業構造転換の加速化に資する半導体などの大規模な生産拠点整備について、関連インフラの整備を機動的かつ追加的に支援する新たな交付金（公共）を創設

※デジ田交付金の新たなタイプと位置づけ（予算補助）

基本スキーム

（内閣府（地方創生推進室）において所管）

- 都道府県が民間プロジェクトの関連インフラ整備について実施計画を策定（実施計画には、民間事業者と連携し、生産拠点の整備に必要な関連インフラ整備事業を記載）
- 実施計画を踏まえて内閣府が配分計画を作成
- 配分計画に基づき、交付金の予算を関係行政機関に移し替えて執行

大規模生産拠点整備プロジェクト

選定

プロジェクト選定会議



TSMC
熊本工場



千代田
北海道

【プロジェクト選定に当たっての視点】

- ◎半導体など、国策的見地から支援すべき大規模な生産拠点整備を行うリーディングプロジェクトであって、相当規模の立地・投資を伴うものであること
- ◎関連インフラを当該地域に一体的かつ集中的に整備する緊急性・合理性（※）があること

※以下の点で合理的と認められるもの

- ・周辺地域において基礎的なインフラが整備されている等
- ・災害リスクによる影響が軽微であると見込まれるエリアへの新規立地である等
- ◎雇用機会の創出、地域経済の活性化など、周辺地域の地方創生に寄与すること

選定プロジェクトの関連インフラ整備について、都道府県が実施計画を策定

支援

地域産業構造転換インフラ整備推進交付金

交付対象事業

選定された民間プロジェクトの整備に必要な次の事業（公共事業）で実施計画に記載されたもの

工業用水、下水道、道路

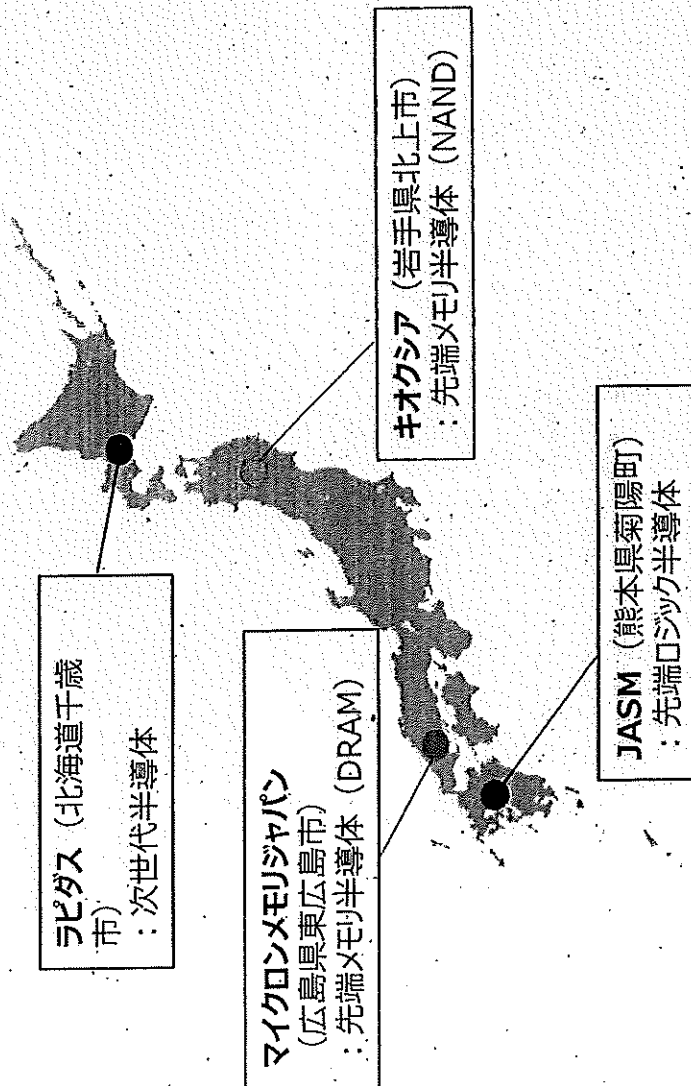
地域産業構造転換インフラ整備推進交付金の支援対象となる民間プロジェクトの選定について（概要）

令和5年12月15日公表

- ・ R5補正予算において、半導体等の戦略分野に関する国家プロジェクトの生産拠点の整備に際し、必要となる関連インフラの整備を支援するための新たな交付金を創設したところ（R5補正：60億円）。
- ・ 今般、①国策的意義（大規模なリーディングプロジェクトであること等）
②関連インフラを一体的かつ集中的に整備する緊急性・合理性
③地方創生への寄与（雇用機会の創出等）
の3つの視点から、本交付金の支援対象として4件の民間プロジェクトを選定。
・ 今後、選定した民間プロジェクトの関連インフラ整備について、各自治体に対して支援を行う。

＜今回選定する民間プロジェクト＞

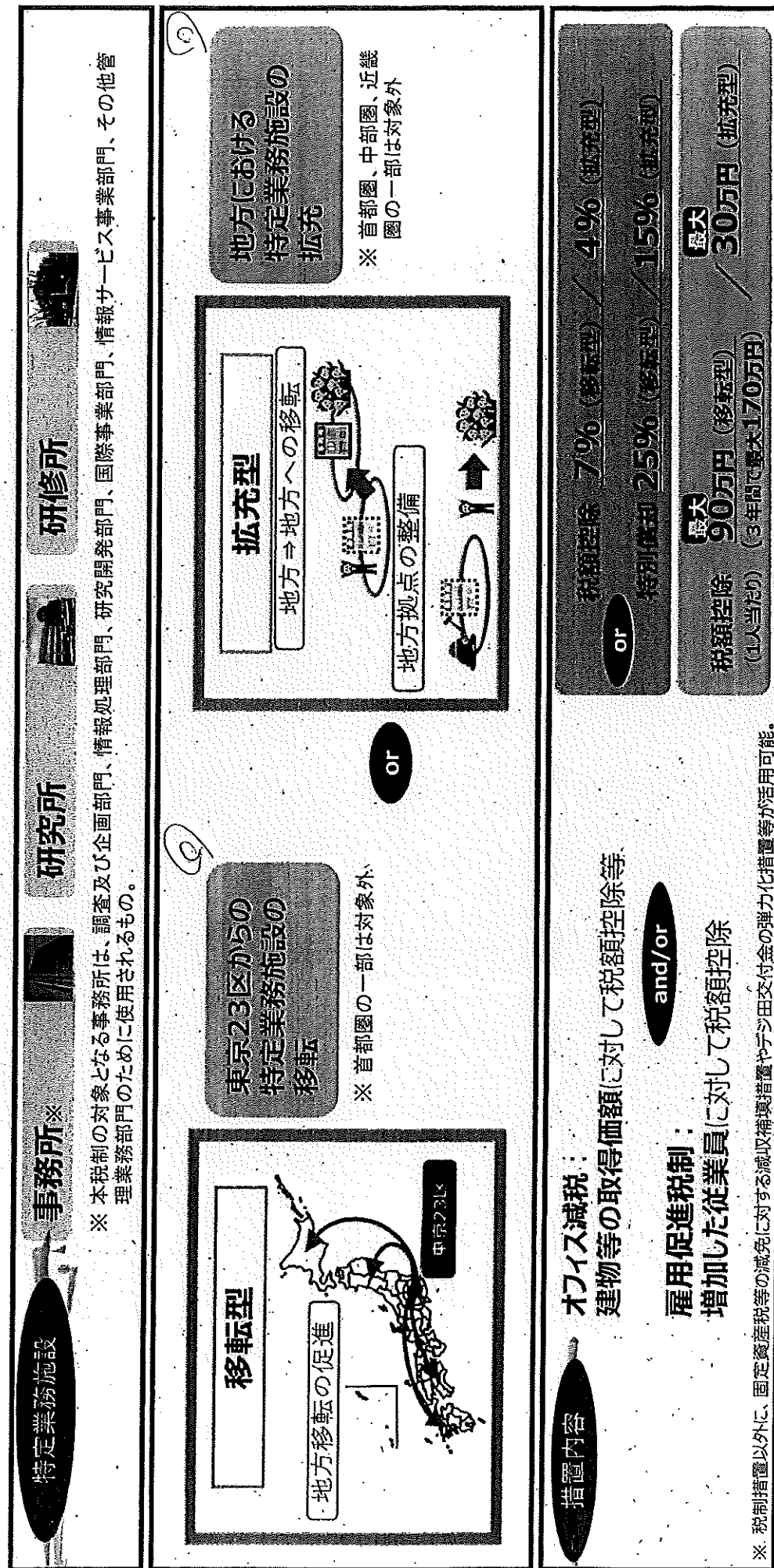
＜今年度支援を行う予定の関連インフラ＞



北海道	□下水道 □道路
岩手県	□工業用水 □下水道
広島県	□工業用水 □道路
熊本県	□工業用水 □下水道 □道路

地方拠点強化税制について

- 地方における雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すため、平成27年度に創設。地域再生法に基づき、地方において事務所等の特定業務施設を整備する企業（東京23区→地方／地方→地方／地方での拠点整備）に対し、オフィスの取得価額や雇用者増加数に応じた税額控除等を措置するもの。



地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充・延長

(国 税)法人税、所得税
(地方税)法人住民税、事業税

令和6年度税制改正要望の結果

地方と東京圏との転入・転出均衡に向け、**適用期限を2年間延長**（令和8年3月31日まで）するとともに、**女性・若者・子育て世代にとって魅力ある雇用の創出にむけ、制度の対象となる事業部門の追加や子育て施設の施設の対象への追加等を実現**

<拡充内容>

○税制の対象に、**インサイドセールス（電話やオンラインツールを活用した事業所内での営業）や企業の管理業務（調査企画、経理等）受託事業等を実施する事務所***を追加。

※現行制度の対象となる事務所は、調査及び企画部門、情報処理部門、情報開発部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理業務部門のために使用されるもの。

○業務施設に加え、**保育施設等の育児関連施設を税制の対象に追加。**

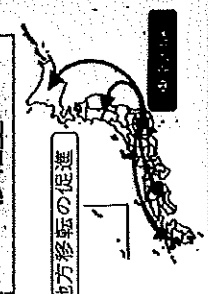
○移転型の転勤者要件（雇用増の過半数を東京23区からの転勤者とする*）を、**現行は事業開始年度について求めているところ、事業供用開始日から1年間に変更。**

※加えて、計画期間を通じ、雇用増の1/4を東京23区からの転勤者とする必要がある。

○施設を新設する場合の雇用促進税制の対象期間について、**現行は認定年度から3年間であるところ、事業供用開始年度から3年間に変更。**

移転型

地方移転の促進



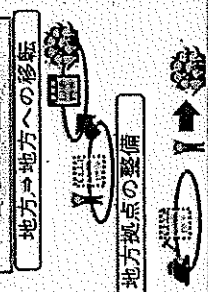
東京23区からの
特定業務施設（事務所・研究所・
研修所）等の移転

※ 首都圏の一部は対象外

or

拡充型

地方⇄地方への移転



特定業務施設（事務所・研究所・
研修所）等の拡充

※ 首都圏、中部圏、近畿圏の一部は対象外

措置内容

オフィス減税：
建物等の取得価額に対して税額控除等

※①適用対象資産の取得価額が大企業3,500万円以上、中小企業1,000万円以上である必要あり。
②適用対象資産の取得価額合計額のうち本税制措置の対象となる金額は80億円が限度。

雇用促進税制：
増加した従業員に対して税額控除

※税額控除の対象となるのは、正社員等の従業員。

税額控除 7%（移転型） / 4%（拡充型）

or

特別増進 25%（移転型） / 15%（拡充型）

最大 最大 90万円（移転型） / 30万円（拡充型）
（1人当たり）（3年間で最大170万円）

地域再生法の一部を改正する法律案

令和6年3月1日閣議決定

法案の趣旨

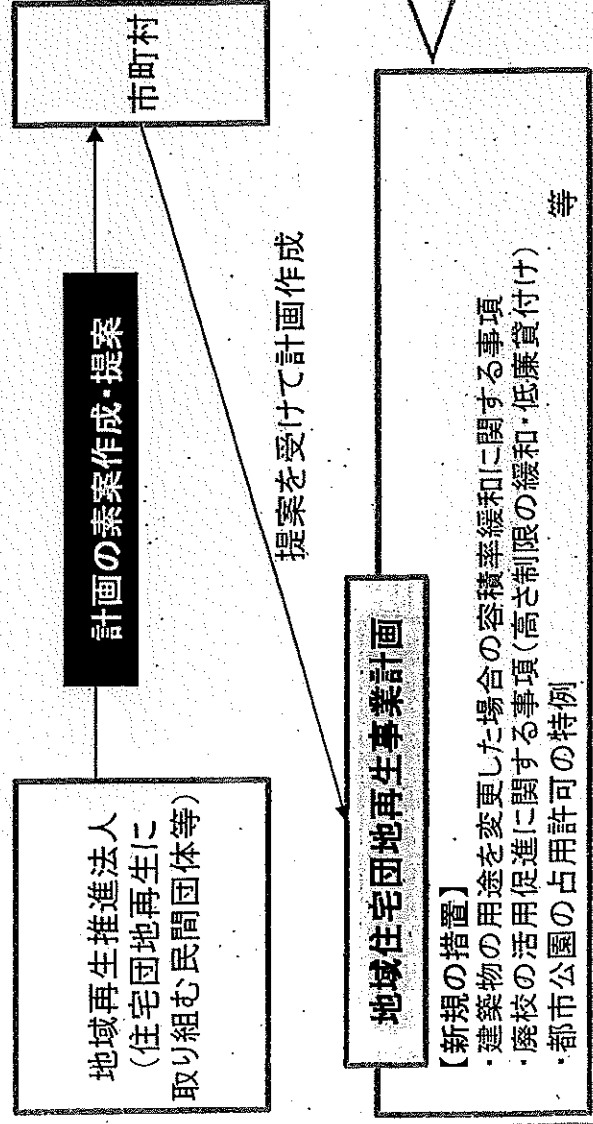
人口減少・少子高齢化が急速に進行する中、地域の活力の維持・再生を総合的かつ効果的に推進するため、官民共創を軸として、地域住宅団地再生事業の拡充や施設整備支援の充実を図る。

法案の概要

1. 官民共創による住宅団地の再生

人口減少・少子高齢化、住宅・施設の老朽化、生活サービスの衰退、地域コミュニティの活力低下等の様々な課題が深刻化している住宅団地について、官民共創により再生を図るため、各種許可等の手続をワンストップで行うことができる地域住宅団地再生事業を拡充し、

- ▶ 地域再生推進法人が、市町村に対し、地域住宅団地再生事業計画の作成等を提案できる仕組みを創設。
- ▶ 市町村が地域住宅団地再生事業計画を作成・公表した場合の措置として、住居専用地域における小規模店舗(コンビニエンスストア、コミュニティカフェ等)やコワーキングスペースなどの日常生活に必要な施設に係る用途規制の緩和等を追加。



＜活用イメージ＞



地域再生推進法人が
廃校を活用し、多世代
交流施設を整備し、運営



コワーキングスペース

交流スペース

【新規の措置】

- ・建築物の用途を変更した場合の容積率緩和に関する事項
- ・廃校の活用促進に関する事項(高さ制限の緩和・低廉貸付け)
- ・都市公園の占用許可の特例

等

2. 民間事業者の施設整備に関する地方債の特例の創設

官民共創により、地方創生に資する施設整備を後押しするため、民間事業者が公共的施設等(※)の整備を行う場合についても、地方公共団体がデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、補助する場合には、当該補助経費の地方負担分を地方債の起債対象とする。

＜間接補助スキーム＞ (R4補正から導入)

- 民間事業者
- 地方公共団体
- 国

施設整備費用

全部又は一部を補助

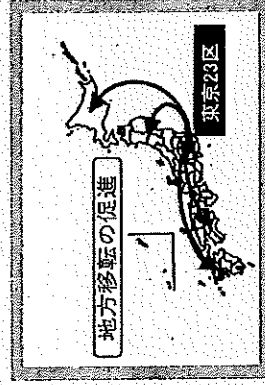
1/2を補助

地方債の起債を可能に

※地方自治法第244条第1項に規定する「公の施設」に位置付けることが必要

3. 企業の地方移転を促進する地方拠点強化税制の対象拡大

課税の特例等により企業の地方への移転等を促進する「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」の範囲を拡充し、事務所、研究所等の特定業務施設の整備と併せて子育て施設等を整備する事業も含むこととする。



目標

- ・住宅団地再生を含む地方創生に資する官民共創型のプロジェクトを位置付けた地域再生計画の認定件数を
施行後5年で約100件とする
- ・地方拠点強化税制等による雇用創出数を2027年度までに累計4万人※とする ※2023年11月末までに約2万7千人を達成

地域住宅団地再生事業の概要 (改正イメージ)

【住宅団地をめぐる状況、課題】

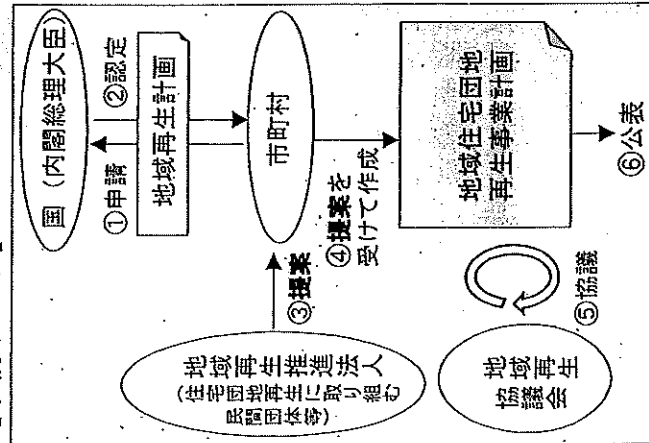
- 住宅団地は全都道府県に約3,000団地 (5ha以上)。
高度成長期を中心に大量に供給。
- 多くの団地で、住民の高齢化が進行。空き家等の発生 of 懸念。
また、住居専用地域が指定され、多様な用途の立地が困難。

【高度成長期型のまちから、多世代・多機能のまちへの転換】
市町村が、区域を定めて、多様な主体と連携して住宅団地再生の
ための総合的な事業計画を作成

官民共創

＜拡充＞ 地域再生推進法人から市町村への計画作成等の提案が可能に

【手続イメージ】



【計画の効果】

- (1) 住宅団地に限定した区域の設定が可能
- (2) 関係者全員が一堂に会することで総合的・一体的な施策の合意形成をスピーディーに
- (3) 事業実施に当たって・必要な個別の手続 (同意、指定、届出等) が不要に (ワンストップ化)
・許可が必要な場合、予見可能性が向上

【具体の措置】

- 建築物の整備方針に適合すれば用途地域で規制された建築物の用途の特例許可が可能
- 団地再生に必要な用途地域の変更等の都市計画の決定・変更等を本計画で実施
- 有料老人ホームの知事への事前届出が不要
- 介護事業者の指定みなしで事業者の申請が不要
- コミュニティバスの導入や物流共同化等の事業計画の国交大臣認定を得ることで個別の許認可・届出が不要

／手続のワンストップ化

既存ストックの有効活用

＜拡充＞

- 建築物の整備方針に適合すれば学校の用途を変更した場合にも引き続き高さ制限の適用を除外
- 建築物の整備方針に適合すれば住宅の用途を変更した場合に住宅として適用されていた容積率の緩和措置を引き続き適用可能
- 本計画に基づく日用品に係る露店等の施設による都市公園の占用は原則として許可等

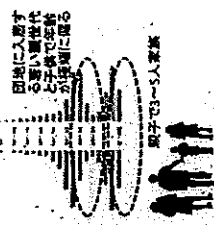
○ OUR (都市再生機構) による市町村へのノウハウ提供

※データ出典：H30国土交通省調査 (5ha以上の住宅団地を対象)

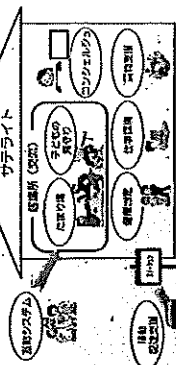
【戸建分譲住宅団地の年齢階層の推移のイメージ】

＜新築を当分 (～昭和10年)＞

＜新築をより遅く (昭和40年後)＞



【生活利便施設や就業の場、福祉施設等の多様な用途・機能の導入例】



小学校跡地にオフィス等を含む多世代交流拠点施設を整備した事例 (春日井市高蔵寺ニュータウン)

住宅団地に介護・移動・配達支援・コワーキング等のサービス拠点を整備した事例 (三木市緑が丘地区)

・ 地方創生拠点整備タイプの概要

- 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。
- 「民間事業者の施設整備に対する間接補助」について、R5年度においては6自治体・7件の活用あり。

地方創生拠点整備タイプの概要

事業類型	対象	上限額(※) 補助率
当初予算分	原則3年間の事業	国費: 都道府県15億円 中枢中核都市10億円 市区町村5億円 補助率: 1/2
補正予算分	単年度の事業	国費: 都道府県15億円 中枢中核都市10億円 市区町村5億円 補助率: 1/2

(※) 1 団体当たりの交付上限額(目安)。高い先駆性や地方創生の波及効果が見込まれる場合には、交付上限額(目安)を超えて必要な経費を交付できるものとする。

(注1) 申請上限件数は以下のとおり。

当初予算分: 2023~27年度(デジタル総合戦略の期間)を通じて1事業

補正予算分: 上限なし

(注2) 以下の事業については有識者審査を実施。

当初予算分: 全て

補正予算分: 交付額(国費)2億円以上において有識者審査を実施

(注3) 当初予算分については以下の要件の全てを満たすことが必要。

- ・ 公共施設等総合管理計画において、維持・管理・更新等に係る事項が位置付けられる施設であること
- ・ 当該施設等の運営計画が公表されること
- ・ 住民参加による構想策定や施設の規模等により、複数年度にわたる期間を要する施設整備等であること

＜拠点整備タイプにおける拡充＞ R4補正から導入 ～民間事業者の施設整備に対する間接補助～

民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、国が当該補助経費の1/2※を交付することを可能とする。

【支援スキーム】

- 民間事業者
- 地方公共団体
- 国

施設等整備費用

全部又は一部を補助

1/2を補助

＜支援対象となる施設整備の採択例＞

- ・ 移住や生活体験住宅として活用する集合住宅の整備
- ・ 廃校舎を改修しサテライトオフィス、スマート農業体験施設等を整備
- ・ 駅じし施設の一部分を模様替えし官民連携のワーキングスペースを整備
- ・ 物販、カフェ、セミナースペース等の観光施設の整備等

※国負担は事業費の1/3(かつ地方公共団体負担額の範囲内)を上限

民間企業の都市開発事業を推進 ～都市再生制度について①

■都市再生緊急整備地域とは

- 都市開発事業を通じて、**緊急かつ重点的**に、整備を推進すべき地域
- 主に、**中枢・中核都市以上の都市**を対象として政令で指定

■指定地域に対する主な支援

- 民間企業による地域内の都市開発事業を、各種支援によりサポート

民間投資を呼び込み！

☆都市計画等の特例

- [都市計画決定]
都市再生特別地区
- ・容積率制限等の緩和
- ・道路上空建築
- ・民間事業者による
都市計画提案制度 等

☆税制特例

- [国交大臣認定]
民間都市再生事業計画認定
- ・所得税、法人税の割増償却
- ・登録免許税の軽減
- ・不動産取得税の控除
- ・固定資産税、都市計画税の軽減

☆金融支援

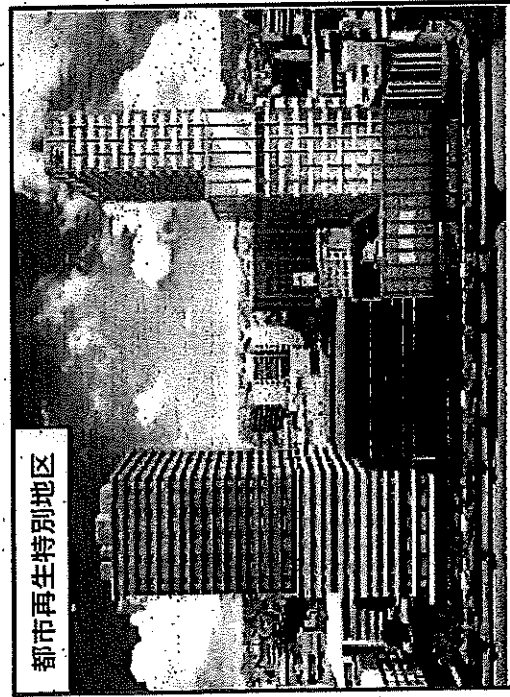
- [国交大臣認定]
民間都市再生事業計画認定
- ・民間都市開発推進機構による
メガバンク支援

※支援の詳細は別途お問い合わせください



民間企業の都市開発事業を推進 ～都市再生制度について②

■ 中枢・中核都市の事例



都市再生特別地区

※完成パース

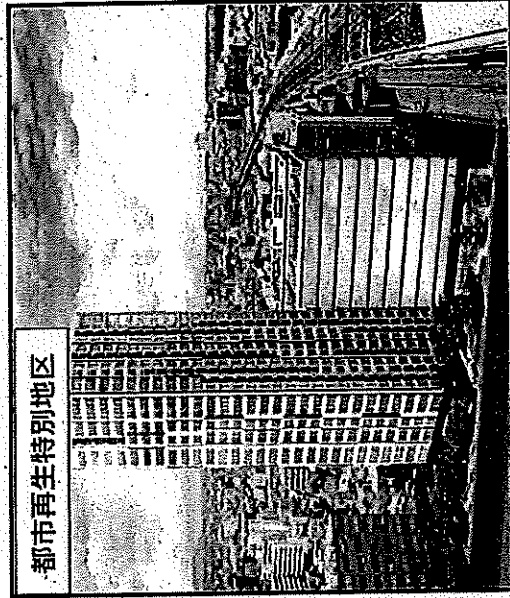
福井駅前電車通り北地区A街区
第一種市街地再開発事業

(福井駅周辺地域)

区域面積：約1.3ha

用途地域：商業地域

容積率：600% → 850%



都市再生特別地区

※完成パース

新潟駅南口西地区新潟都心地域
優良建築物等整備事業

(新潟都心地域)

区域面積：約0.8ha

用途地域：商業地域

容積率：400% → 600%



民間都市再生事業計画

(仮称) 新長崎駅ビル開発プロジェクト

(長崎中央地域)

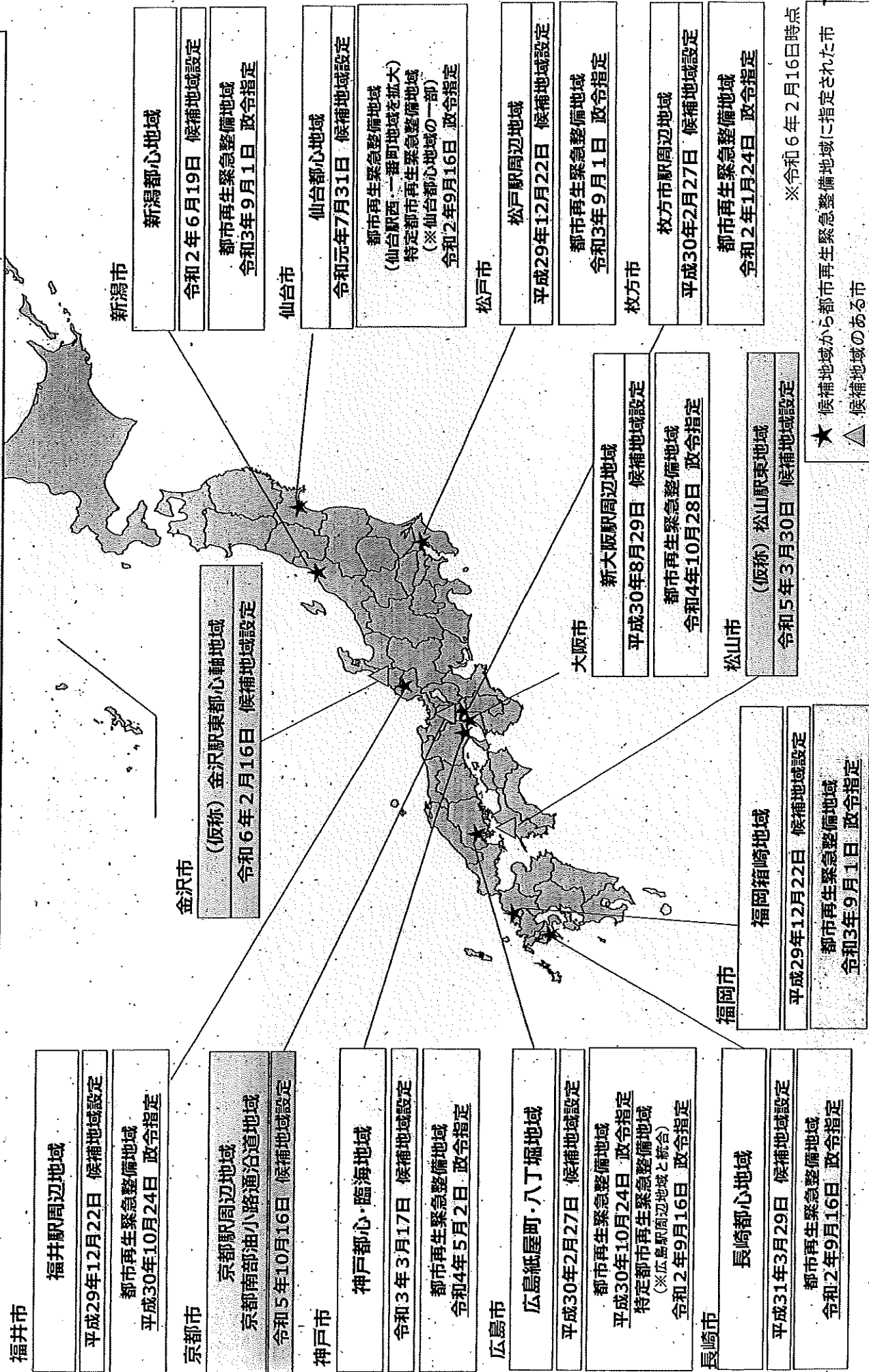
区域面積：約2.0ha

民間都市再生事業計画認定

(令和5年11月10日開業)

都市再生緊急整備地域の候補となる地域（候補地域） 一覧

これまで14地域が候補地域として設定され、このうち10地域について、既に都市再生緊急整備地域として指定を行っており、他の4地域についても民間投資の熟度を高めるなど、準備協議会での検討が進み、指定基準を満たした地域から順次指定を行っていく。



各特区制度の概要

- 特区制度は、構造改革特区（平成14年関連法成立）、総合特区（平成23年関連法成立）、国家戦略特区（平成25年関連法成立）の順番に成立。
- 構造改革特区制度の目的は、地域の特性に応じた規制改革を通じた構造改革の加速と、地域が自発性をもって規制の特例措置を活用することによる地域の活性化の促進。
- 総合特区制度の目的は、規制の特例措置に加え、税制、財政、金融上の支援措置により、特定の政策課題の解決に向けた取組を総合的に支援すること。
- 国家戦略特区制度の目的は、大胆な規制・制度改革を施行し、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、国民経済の発展等に寄与すること。

	構造改革特区	総合特区	国家戦略特区
制度創設年度	平成14年度	平成23年度	平成25年度
目的	経済社会の構造改革と地域の活性化	経済社会の活力の向上及び維持発展	産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成
国による区域の指定	なし (全国の自治体が区域計画の申請可)	あり (内閣総理大臣が指定)	あり (国が政令で指定)
国の検討体制	構造改革特別区域推進本部* (本部長：内閣総理大臣)	総合特別区域推進本部** (本部長：内閣総理大臣)	国家戦略特区諮問会議*** (議長：内閣総理大臣)
規制改革の実現手法	省庁間で調整	国と地方の協議会で議論	民間有識者が参加したWG、諮問会議で調整
特区認定数 (令和5年9月時点)	458	25	13<注> (区域内の地方公共団体数343)

* 本部長：内閣総理大臣／本部長：全ての国務大臣

** 本部長：内閣総理大臣／本部長：全ての国務大臣

*** 議長：内閣総理大臣／議長：民間有識者（議員の半数以上）

注 スーパーシティ型国家戦略特区、デジタル田園健康特区、デジタル田園健康特区は3市町を1つの特区として計上。

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）兼経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革）、内閣府特命担当大臣（地方創生）、財務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（デジタル田園健康特区を含む）。うち、デジタル田園健康特区は3市町を1つの特区として計上。

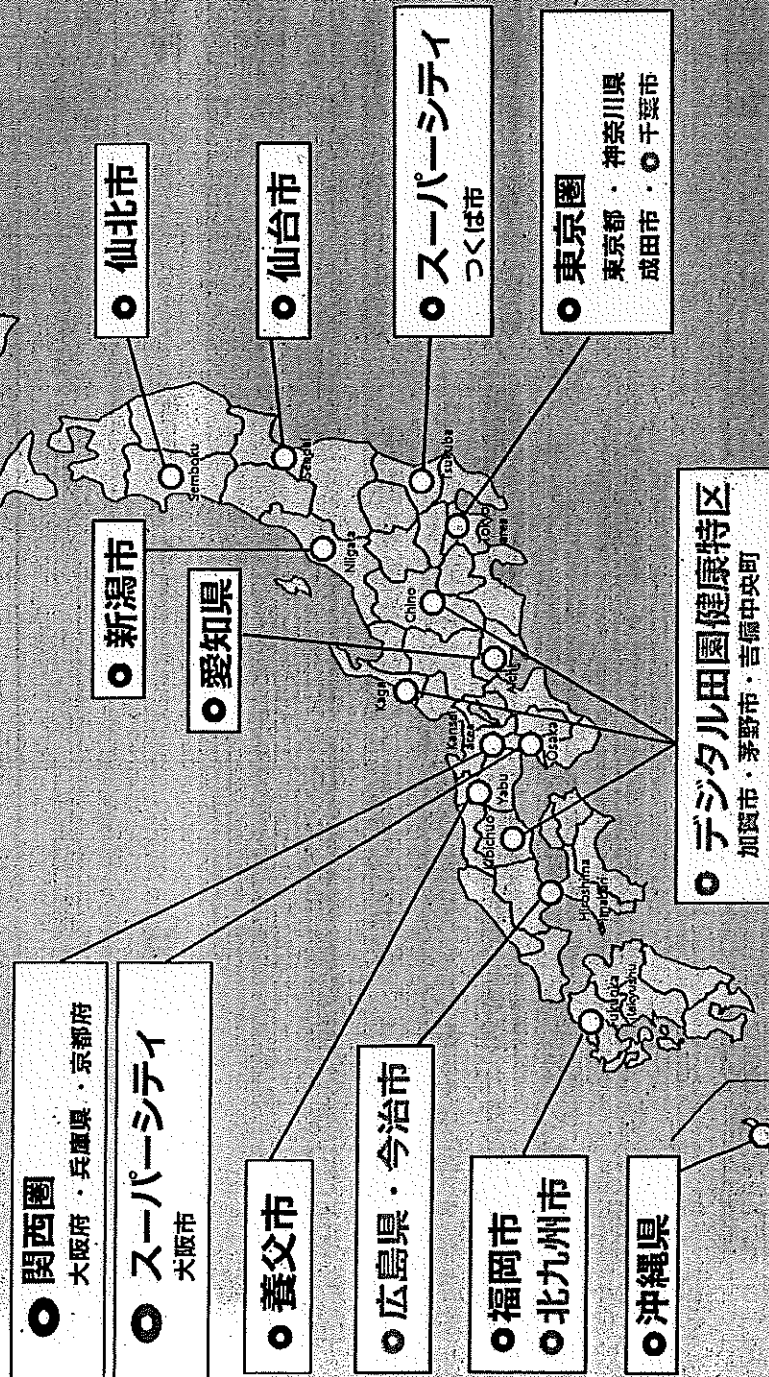
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）兼経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革）、内閣府特命担当大臣（地方創生）、財務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（デジタル田園健康特区を含む）。うち、デジタル田園健康特区は3市町を1つの特区として計上。

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）兼経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革）、内閣府特命担当大臣（地方創生）、財務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（デジタル田園健康特区を含む）。うち、デジタル田園健康特区は3市町を1つの特区として計上。

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）兼経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革）、内閣府特命担当大臣（地方創生）、財務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（デジタル田園健康特区を含む）。うち、デジタル田園健康特区は3市町を1つの特区として計上。

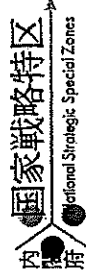
国家戦略特区の指定区域

- 1次指定
[平成26年5月1日]
- スーパーシティ型
国家戦略特区
[令和4年4月15日]
- 2次指定
[平成27年8月28日]
- デジタル田園健康特区
[令和4年4月15日]
- 3次指定
[平成28年1月29日]



Okinawa

デジタル田園健康特区について



- デジタル田園健康特区は、地理的に離れた3自治体（石川県加賀市、長野県茅野市、岡山県吉備中央町）が連携し、デジタル技術を活用して健康・医療の課題解決に重点的に取り組む「デジタル田園都市国家構想の先導役」。
- 国家戦略特区制度における革新的事業連携型（バーチャル特区）を活用して指定。

革新的事業連携型国家戦略特区（バーチャル特区）とは

「一定の分野において、地域以外の視点も含めた明確な条件を設定した上で、革新的な事業を連携して強力に推進する市町村を絞り込み、地理的な連担性にとらわれずに指定」（国家戦略特区基本方針）

2022年4月「デジタル田園健康特区」を指定

石川県加賀市

人口※2：62,867人
面積：305.87km²
特徴：3つの温泉を有する温泉郷、伝統ものづくり産業

推進体制：金沢大学と包括連携協定を締結
〔アーキテクト〕唐澤剛氏ほか
（佐々木大学客員教授）

医療機関※3：加賀市医療センター

岡山県吉備中央町

人口：10,399人
面積：268.78km²
特徴：岡山の中心にある計画都市（「吉備高原都市」）

推進体制：岡山大学と包括連携協定を締結
〔アーキテクト〕那須保友氏ほか
（岡山大学学長）

医療機関：岡山大学病院（岡山大学医学部）

長野県茅野市

人口：54,396人
面積：266.59km²
特徴：八ヶ岳西麓のハイテク産業集積地・高原リゾート都市

推進体制：〔アーキテクト〕須田万勢氏
（諏訪中央病院医師）

医療機関：諏訪中央病院

※1「アーキテクト」は、各地域の構想全体を企画する人材。
※2「人口」は、令和5年7月1日時点（住民基本台帳より）
※3「医療機関」は、取組の中核となる医療機関。

▼デジタル田園健康特区における主な規制改革事項

健康・医療

救急医療におけるタスクシフトの推進

救急救命処置の範囲の拡大

－ ECG検査

〔2023年度末に検討会WGの議論のとりまとめ、2024年度の可能な限り早期に措置〕

－ アナフィラキシーに対するアドレナリンの筋肉内注射

〔2023年度中を目途に検証、結果を踏まえ速やかに措置〕

妊産婦に対する先端的な予防医療サービス

妊産婦の産後の血糖管理に係る保険診療上の取扱いの明確化

〔2023年8月に措置（済）〕

遠隔医療・リハビリや介護サービスの充実

遠隔地の病院の医師から近隣医療機関の看護士に直接検査指示を行う場合の関係法令上の取扱いの検討〔2023年度中に結論、速やかに必要な措置〕

情報銀行を通じた健康・医療データの幅広い連携・活用

情報銀行における健康・医療分野の要配慮個人情報取扱いについて措置するための指針改定〔2023年7月に措置（済）〕

健康・医療データの自治体を超えた連携

被保険者番号をキーとした健康医療情報の一貫化を行うための被保険者番号の告知要求制限の緩和の明確化〔2023年5月に措置（済）〕

移動・物流

医薬品等の効率的配送

貨客混載制度の実施区域の見直し（過疎地域以外における貨客混載の実施）〔2023年5月に措置（済）〕

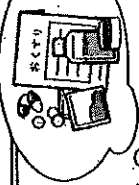
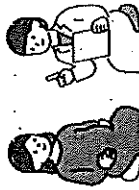
その他

先端技術等を活用した遠隔教育

遠隔授業における受信側の配置要件の緩和〔2023年度中に結論〕

各種分野のサービス提供を支える通信設備や基盤データの整備

Wi-Fi Halow活用のための特定実験試験局制度の対象の拡大
〔2023年12月に措置（済）〕

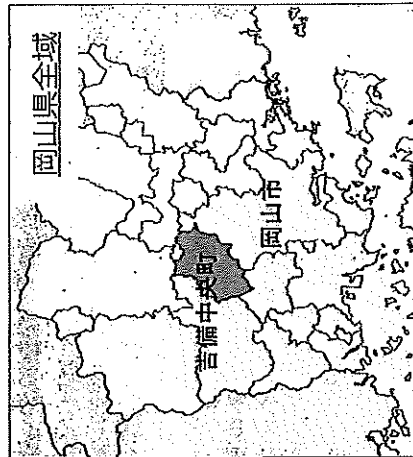
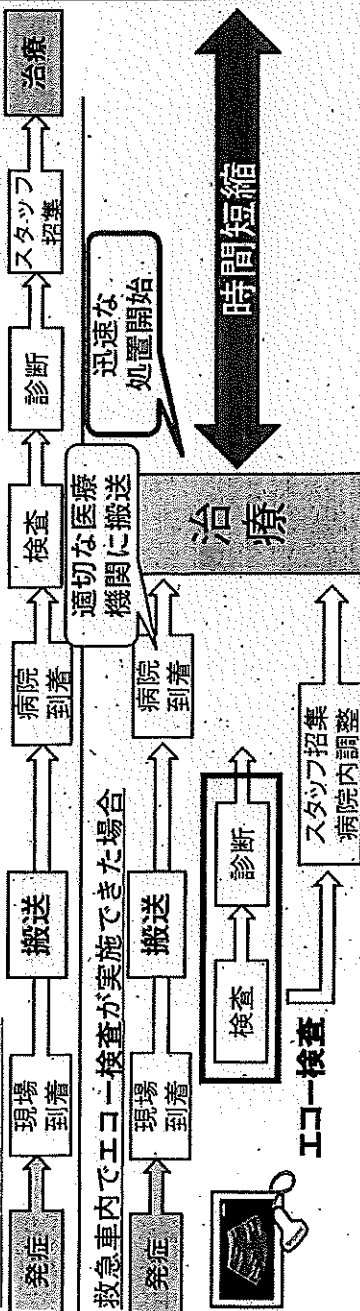


救急救命処置の範囲の拡大（Eコー検査）

- デジタル田園健康特区に指定されている岡山県吉備中央町は、町内に救急医療機関がなく、岡山市内への救急搬送に1時間以上を要するが、法令上、救急救命士の実施できる行為は限られており、検査・診断・処置の遅れにつながっている。
- 規制改革により、**救急救命士による「Eコー検査」**を可能とし、迅速な処置に繋げること、救命率の向上を図り、地域課題の解決を目指す（R5.8より厚生労働省WGにより検討開始）。

Eコー検査による効果

通常の救急搬送の場合



Eコー検査の実施方法

救急車内



- ・ 救急救命士が医師の指示に基づきEコー検査を実施し、搬送先病院に画像を伝送
- ・ 医師の診断を踏まえて搬送先の選定・適切な処置を実施

救急車と搬送先病院で同一の統合ビューア（下図）を表示



搬送先病院



- ・ 医師が救急救命士にEコー検査を指示・伝送された画像をもとに診断
- ・ 受け入れ体制を整備

産後女性の糖尿病治療に係る保険適用の明確化

- これまで、妊娠糖尿病と診断された女性に対する産後の指導管理や検査等のフォローアップについては、保険適用下での実施可否について、周知が不十分であったほか、都道府県や医療機関により運用が異なるなどの課題があり、十分に行われていないケースが存在。
- デジタル田園健康特区に指定されている岡山県吉備中央町からの提案を受け、2023年8月に、厚生労働省が保険適用下で行うことのできるケースを明確化。これにより、産後女性の糖尿病の早期診断・治療が促進され、産後も安心して子育てができる社会の実現に寄与することが期待される。

妊娠糖尿病患者に関する診療報酬上の取扱いの課題

※日本糖尿病・妊娠学会主導の
妊産婦の糖尿病治療等に係
るアンケート調査による
(四角囲みの数値は、認識し
ている医療機関の割合)

	妊娠中	産後3か月以内 (12週以内)	産後3か月以降 (12週以降)
加算 * 状態に対して算定	在宅妊娠糖尿病患者 指導管理料1 70% 血糖自己測定に 基づく指導を行う	①在宅妊娠糖尿病患者 指導管理料2 47% 血糖管理のために 適切な指導管理	
検査 * 行為に対して算定 (病名・疑い病名)	上記の管理料等の存在もあり、必要な検査項目について は保険適用となっている		② 上段の管理料等が 存在しない時期に該当し、 保険適用が認められない ケース等が存在している

- ①：産後3か月以内に行われる
血糖管理のための指導管理
②：産後3か月以降に行われる
糖尿病のケアに関わる検査
- について、一定の場合に保険適用内で行うことが可能である旨、厚生労働省が明確化

- ◆ 予防医療の充実が図られ、産後女性の健康状態の改善につながる
- ◆ 次の妊娠を考えるきっかけとなるなど少子化対策にも貢献
- ◆ 医療従事者の事務負担も軽減される

地域・社会課題の解決に向けた規制・制度改革提案に係る提案募集について（概要）

- 令和5年12月26日に行われた国家戦略特別区域諮問会議で示された方針を踏まえ、地域・社会課題の解決に向けた新たな規制・制度改革の提案を募集。
- 募集した提案は、提案内容を精査の上、規制所管省庁への検討要請等を行うほか、提案内容や規制所管省庁との協議状況等を踏まえ、必要と認める場合には、新たな国家戦略特区（「地域課題解決連携特区（通称：連携”絆”特区）」の指定を予定。

趣旨

令和5年12月26日の国家戦略特別区域諮問会議において、「デジタル田園健康特区」で得られた成果の横展開を進めるとともに、健康・医療以外の分野においても規制・制度改革を更に進め、デジタル技術を活用した自治体間連携により地域が抱える深刻な課題※に対応する方向性が示されたことを踏まえ、地域・社会課題の解決を加速させる新たな特区の取組を発掘・支援するため、新たな規制・制度改革の提案を募集。

※ 例えば子ども・教育、介護・福祉、交通・観光等の地域の暮らしを支えるサービス分野における具体的課題

提案主体

地方公共団体

※ 規制改革の実現とそれによる新たなサービスを実装し、地域・社会課題の解決を実現していくため、アーキテクト（構想全体を企画する人材）を中核に、地方公共団体・民間事業者（サービスを提供する具体的な事業者等）、大学等の幅広い地域の関係者が連携した推進体制を構築することを推奨。

募集要件

次の（１）及び（２）に該当する規制・制度改革提案を募集 ※詳細は募集要項参照

（１）地域が抱える深刻な地域・社会課題の解決に直接資する提案であること。

（２）（１）の地域・社会課題の解決に向けた具体的な取組（新たなサービスの実装等）を行うためには、現行の規制・制度のもとでは実施不可能または困難であり、それを実施可能にするための規制・制度改革に関する提案であること。

提案の取扱い

提案内容を精査の上、その実現に向けて規制所管省庁への検討要請や国家戦略特区WGにおいて議論。

また、提案内容を精査の上、必要と認める場合には、新たな国家戦略特区（「地域課題解決連携特区（通称：連携”絆”特区）」の指定を予定。

募集期間

（提案の内容をより具体化・充実させる観点から、正式提案に先だって事前相談いただくことを推奨）

令和5年12月27日（水）～ 【一次締切】令和6年1月31日（水）17時まで

※ 一次締切において提出のあった提案は先行して検討・議論

【二次締切】令和6年2月29日（木）17時まで（二次締切で追加提案を行うことも可）

地域・社会課題の解決に向けた今後の特区の取組

ー「デジタル田園健康特区」の取組の横展開ー

令和5年12月26日
国家戦略特別区域諮問会議 資料

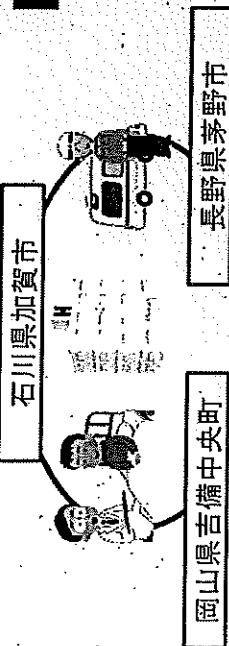
「世界で一番ビジネスがしやすい環境」の構築

- 少子化・高齢化、人手不足、過疎化など、厳しさを増す経済社会環境の中で、デジタル技術を活用し、こども・教育・医療・介護・介護・障害者、交通・観光等、地域・社会課題を解決していくことが急務。
- 現在、健康・医療分野において、石川県加賀市・長野県茅野市・岡山県吉備中央町の3市町が連携して「デジタル田園健康特区」の取組を進めており、当該取組は、健康・医療分野での地域課題解決に貢献している。
- このため、「デジタル田園健康特区」の取組を横展開し、その成果の全国展開を進めるとともに、人手不足、過疎化が進む中、健康・医療分野以外にも地域が抱える深刻な課題に対応できるよう取り組んでいく。

現在の取組

<デジタル田園健康特区>

3自治体が連携し、デジタル技術を活用しつつ、健康・医療の課題解決に重点的に取り組む。



<取組>

- 救急医療等におけるタスクシフトの進展
(救急救命士・看護師の役割拡大)
- 健康情報を活用した医療サービスの向上
(「医療版」情報銀行)
- 地域交通手段を活用した医薬品の効率的配送等、アーキテクト(構想全体を企画する人材)の実行
力により、多くのアイデアが提案され、改革を実現

健康・医療分野の課題解決に貢献

※デジタル田園健康特区は、スーパーシティと並び、デジタル田園都市国家構想の「先導役」との位置づけ

現行の「デジタル田園健康特区」の取組を横展開

①「デジタル田園健康特区」の取組で得られた成果の横展開

- ・規制の特例措置の全国展開の加速化
- ・特区の取組・実践(プラクティス)の自治体間共有
(周知・フォーラムの開催、サービス導入手順書の作成等)

②人手不足、過疎化が進む中、健康・医療分野以外にも地域が抱える深刻な課題に対応

⇒ 地域の暮らしを支えるサービス分野

(例: こども・教育、介護・福祉、交通・観光)

※デジタル技術を活用した自治体間連携による新たな特区の取組を「地域課題解決連携特区(通称: 連携“絆”特区)」として発掘・支援

※デジタル田園健康特区同様、アーキテクトを中核に、大学等の幅広い地域関係者が連携した体制を構築

③財政的支援の強化

特区における規制・制度改革を踏まえた新たな取組を後押しするため、デジ田交付金等を活用

先端デジタルサービス等の活用を通じた地域・社会課題の解決

デジタル技術を活用した自治体間連携の加速化

◎研修を受けたの感想、今後の取組について
以下述べさせていただきます。

国の機関である内閣府 地方創生推進事務局

参事官 真田晃宏様から地方創生の今と今後の

について説明を受けました。

真田様は元島根県土木部長(在職期間平成30年

4月より令和3年3月迄)であり、私が境港お雲道路

松江市議会議員連盟会長として、その一環である

松江お雲道路の早期完成の要望を元島根県

庁事にしなおりに同席されたり(別添写真)

面識があったので懇切丁寧な説明を受けました。

その上佐賀市、秋田市、須賀川市などの派遣職員

とも同席され交流の意見交換会ができました。

(様式3-2)

松江市からも今後は益々地方創生にかき

注がなければならぬ。これから国の動向も適確に

把握するためにも派遣職員を送りこむことが必要不可欠

と感じたので市長に進言することになりました。

研修内容については、人口等の動向と地方創生の取り組み

の把握が課題。転地方への関心の高まりを感じました。

とくに地方創生の深化のための諸政策として

交付金の拡充として、たくさんメニューがあることを

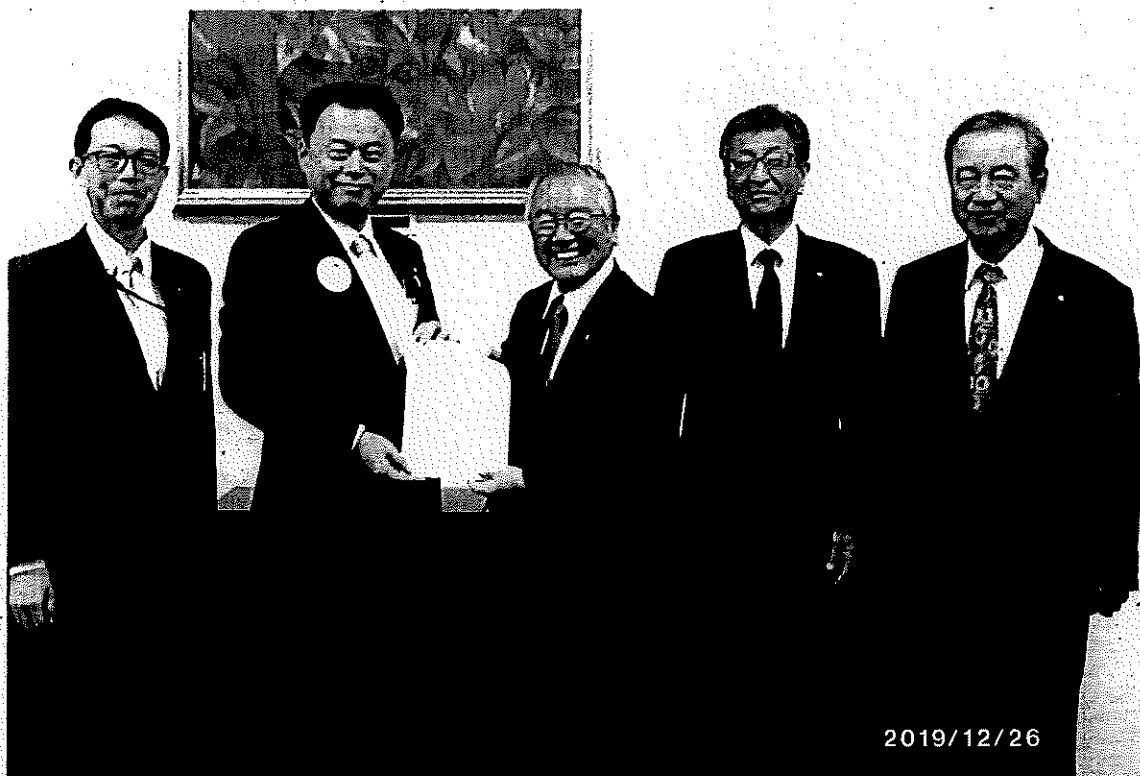
知りました。詳細については真田様から、いつでも

力になるから相談してくれと言われているので

心強く思っているところです。松江市の関係部署に

資料を渡し国に働きかけをするお進言を

いただきありがとうございます。



(真田土木部長) (丸山知事)
島根県 島根県

↓
内閣府
地方創生推進
事務局 参事官